

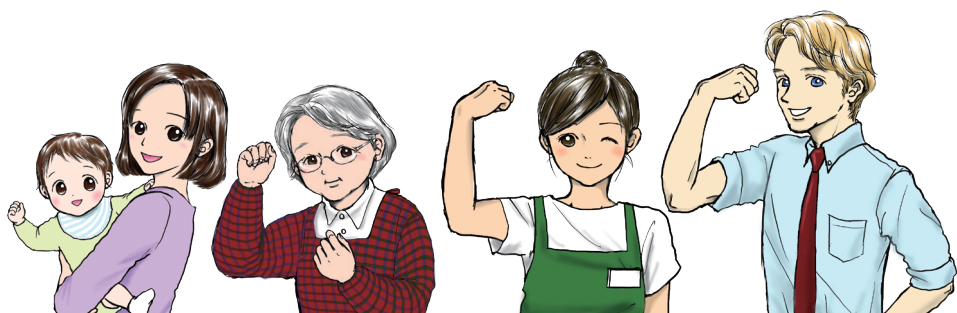
「まちづくり活動の主役は、市民です」



新

# 富士市まちづくり 活動推進計画

愛称：地域の力がこが推進計画



令和4年  
富士市

# 目 次

## 第1章 新・富士市まちづくり活動推進計画とは

1 富士市のまちづくり活動	1
2 計画策定の趣旨	5
3 計画の位置付け	7
4 計画期間	8

## 第2章 まちづくり活動推進に向けた課題

1 まちづくり活動を取り巻く現状	9
2 第2次実施計画の主な取組内容の検証と評価	14
3 課題整理	18

## 第3章 計画の基本指針と目標像

1 計画の基本指針	20
2 目指す地域コミュニティの目標像	21
3 目標像実現による未来の姿	22

## 第4章 方針と施策

1 方針と個別施策	25
2 総合的な施策	39

## 第5章 計画推進について

1 推進体制	49
2 進捗管理	49
3 中長期を見据えた伴走支援による取組の推進	50

用語解説	51
------	----

参考資料	54
------	----

### 【主な図表】

図表 3 富士市 26 地区区域図	4
図表 4 計画策定図	6
図表 7 施策体系図	25
図表 8 地区まちづくり協議会の概念図	41
図表 10 実施工程表	45

### 愛称：地域の力こぶ増進計画とは

前計画の「富士市まちづくり活動推進計画」を策定する際、計画内容が市民生活に密着したものであり、市民の皆様により親しみと興味を持っていただけるよう、計画の愛称を「地域の力こぶ増進計画」としたものです。

愛称は、市民に広く定着していることから、本計画においても継承することとしました。

## はじめに

近年、少子高齢化や人口減少の急速な進行に加え、生活様式や個人の価値観の多様化などにより、近隣住民の交流が減少し、地域の連帯感の希薄化が進んでおります。

一方、地域における防災、防犯、青少年育成、福祉、環境などの課題は多様化・複雑化しており、地域と行政が協働しながら、地域の主体的なコミュニティ活動によって課題解決を図ることが求められております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、多人数が集まる機会や人と人が接する機会が制限される中、地域においては、これまでの行事の役割を見直すとともに、住民同士のつながりにデジタル技術を活用するなど、コミュニティ活動の新たなスタイルを模索する動きが出始めています。

本市では、概ね小学校の通学区域において、多くの市民が参画する、地区まちづくり活動が活発に行われてきました。その強みを生かし、持続可能で足腰の強い地域コミュニティづくりを進めるため、平成24年3月に「富士市まちづくり活動推進計画」（愛称：地域の力こぶ増進計画）を策定しました。平成26年度には、各地区にまちづくり協議会が設立され、平成28年11月には富士市地区まちづくり活動推進条例（愛称：富士市まちづくり条例）を制定し、地区の皆様と共に様々な取組を進めてまいりました。

このたび、第1次計画の期間終了を受け、社会のあらゆる変化に対応し、持続可能で力強い地域コミュニティを、市とまちづくり協議会をはじめとした地区の皆様との協働によって築き上げるため、「新・富士市まちづくり活動推進計画」（第2次）を策定しました。

私は、地区のことを最も理解している皆様が、地区の課題や将来像を共有し、その解決や実現に向けて取り組むことのできる環境を整備していかなければならないと考えており、当事者意識を持って地区の特性を生かしたまちづくり活動を行うことが、今後も持続可能な地域コミュニティの構築につながるものと確信しております。

本市は今後、各地区の目標実現と課題解決に向け、主体的な地区活動を推進できるよう、まちづくりのパートナーとして、各地区の特性に応じたきめ細かな支援を提供してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました各地区まちづくり協議会の皆様をはじめ、ご協力を賜りました多くの皆様から心から御礼申し上げます。



富士市長 小長井 義正

### 1 富士市のまちづくり活動

#### ① まちづくり活動とは

本計画のまちづくり活動とは、富士市地区まちづくり活動推進条例で定義された地区まちづくり活動を指し、「地域\*<sup>1</sup>の暮らしをより充実させていくため、地域住民が積極的に参加し、主体的に行動すること」としています。

#### ② 本市の地区\*<sup>1</sup>を単位とする地域コミュニティ

本市においては、古くから小学校区単位に公民館を設置し、ここを地域活動の拠点として、様々な住民団体による地区まちづくり活動が活発に展開されてきた歴史があります。

本計画では、本市で日常的に行われている、概ね小学校区の通学区域を範囲とする「地区」を単位とした、まちづくり活動を対象とすることとして、その活動のさらなる活性化に向けた方策について検討します。

##### 【まちづくり協議会】

平成26（2014）年に各地区で設立されたまちづくり協議会は、平成28（2016）年11月に制定した「富士市地区まちづくり活動推進条例」によって位置付けられ、様々な分野における地域課題の解決に向けて、参画する団体・推進委員等の部会活動の調整を行い、活発な活動を促進していくなど、多くの役割が求められています。

##### 【町内会・区（自治会組織）】

町内会・区は、一定の地域を単位として、住民同士の自由な意思によって結成される任意の団体です。町内会・区の活動は、地域コミュニティを支えている最も基礎的な組織です。

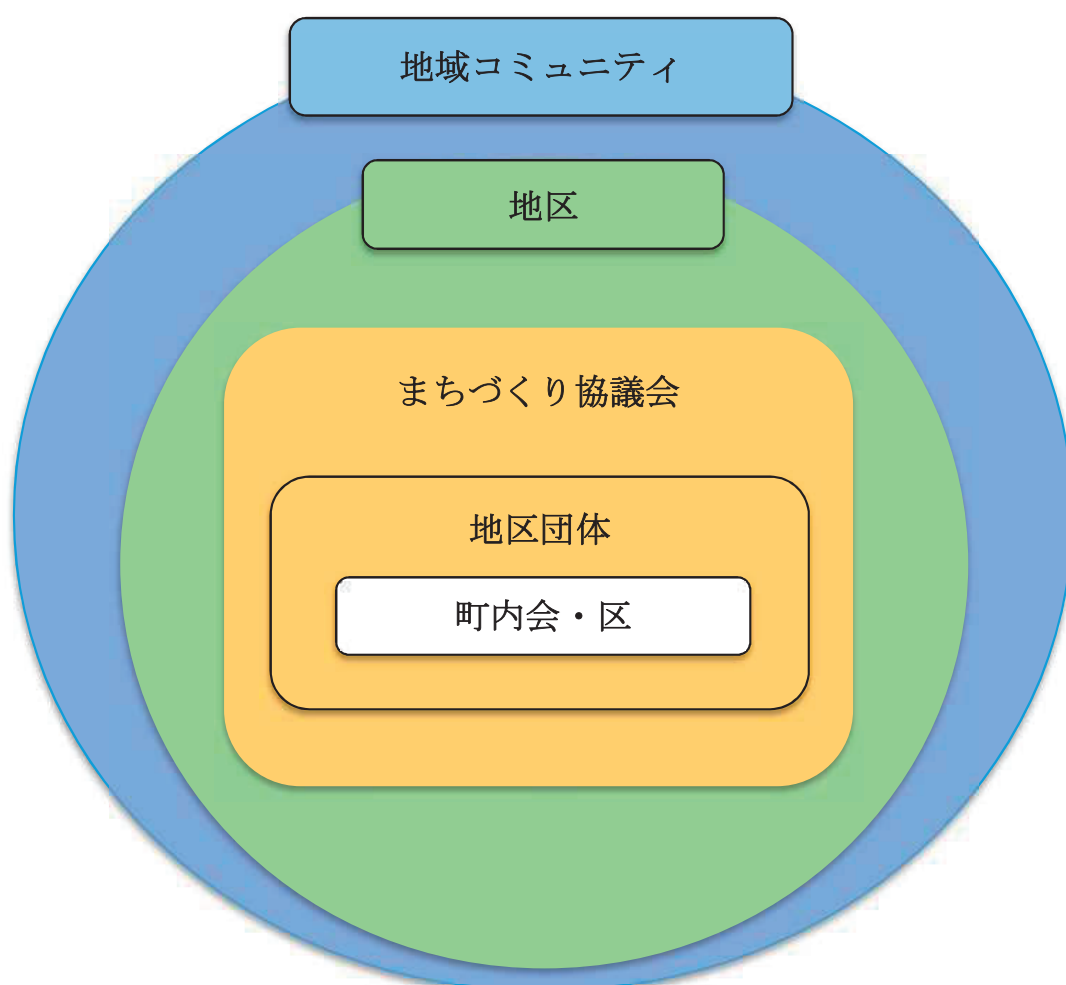
本市では、26地区に388の単位町内会・区が組織されており、その上部組織として富士市町内会連合会が設立されています。連合会は、本市の主要な団体として行政及び各種の地域活動団体間の連絡調整を図りながら、お互いに協力し合って住みよい地域コミュニティの実現をめざし、それぞれの地域にふさわしい活動の推進を図っています。



**【地区団体】**

地区や町内会・区を単位とした、防災、交通安全、防犯などの安全・安心分野や、青少年育成、子育て支援、健康づくり、高齢者支援などの福祉分野、環境美化、ごみ対策などの環境分野などで、団体が組織されています。

また、行政から委嘱を受けた民生委員・児童委員などの各種推進委員も、まちづくり協議会の中で部会に参画し、情報共有や連携を図りながら活動しています。

**図表1 地域コミュニティの構成要素**

※図表1は、地域コミュニティを構成する団体の関係図ですが、地区やまちづくり協議会に関わらずに活動する団体も存在します。

### ③ 富士市のまちづくり活動のあゆみ

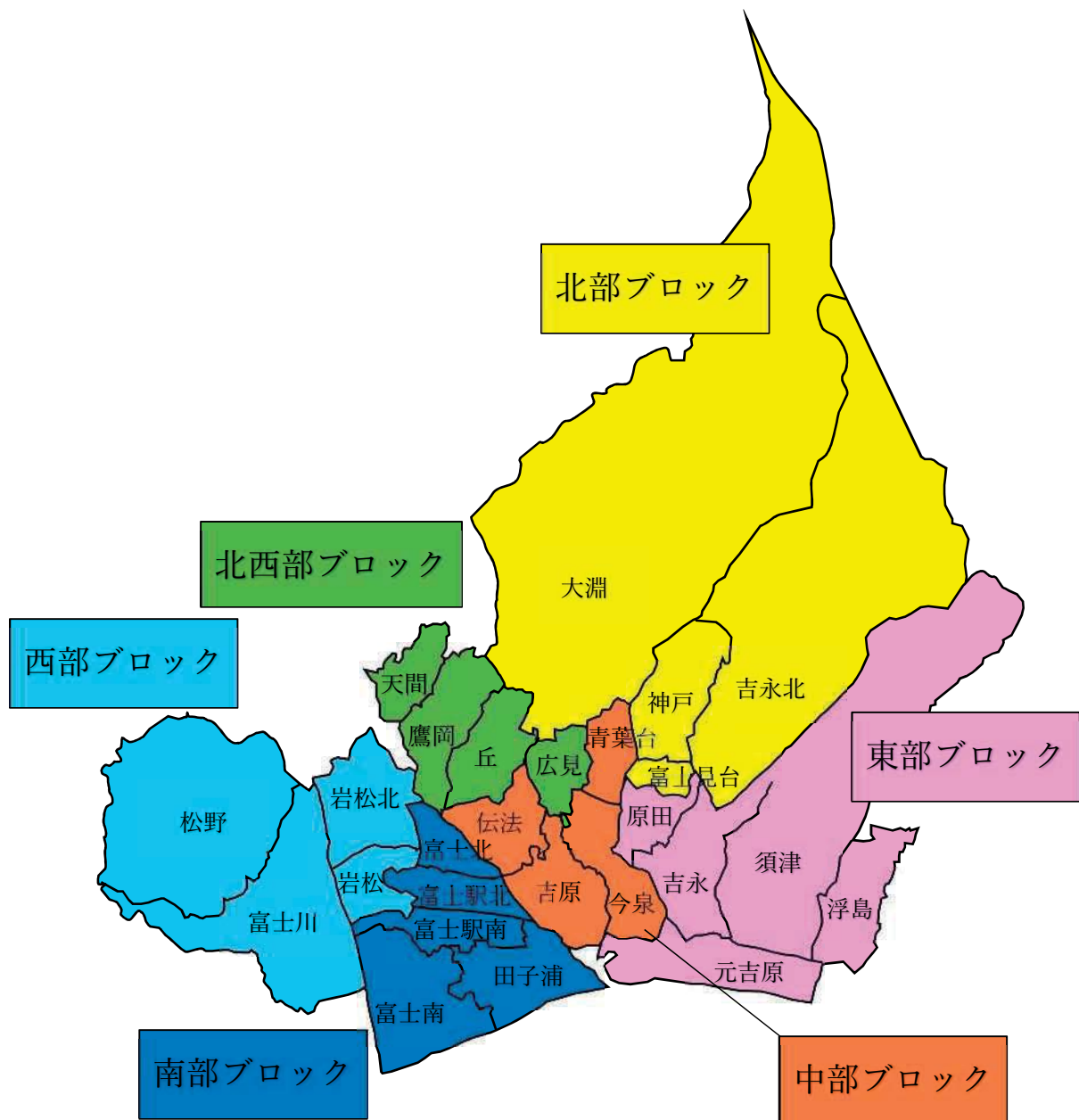
本市の各地区におけるまちづくり活動は、図表2 まちづくり活動年表のとおり、市内26地区において住民との協働でまちづくり活動の推進体制を整備するとともに、富士市まちづくり活動推進計画や富士市地区まちづくり活動推進条例に基づく地区ごと特徴のある活動を推進してきました。

図表2 まちづくり活動年表

年度 (西暦)	取組内容
昭和59年 (1984)	「ふじ21世紀プラン」の策定に伴い「地域の問題は地域住民が中心になって取り組む」という考えで地区別計画を作成するため、20地区に「まちづくり会議」発足
	地区別計画が各地区で完成し、「まちづくり会議」解散
昭和61年 (1986)	「ふじ21世紀プラン」の発行に伴い、住民が主体となって市内14地区において各地区「まちづくり推進会議(会)」設立
平成20年 (2008)	富士川町との合併により、市内26地区において「まちづくり推進会議(会)」設立
	組織改正により「公民館」から「地区まちづくりセンター」へ名称変更し、4ブロック(中部、東部、西部、南部)から6ブロック(中部、東部、北部、南部、西部、北西部)に変更
平成24年 (2012)	「富士市まちづくり活動推進計画」 (地域の力こぶ増進計画：第1次実施計画) 施行
平成26年 (2014)	市内26地区において「まちづくり推進会議(会)」が解散され、「まちづくり協議会」設立
平成28年 (2016)	「富士市地区まちづくり活動推進条例(富士市まちづくり条例)」施行
平成29年 (2017)	「富士市まちづくり活動推進計画」 (地域の力こぶ増進計画：第2次実施計画) 施行

図表3 富士市 26 地区区域図

中部ブロック	吉原地区	北部ブロック	富士見台地区	西部ブロック	岩松地区
	伝法地区		神戸地区		岩松北地区
	今泉地区		吉永北地区		富士川地区
	青葉台地区		大淵地区		松野地区
東部ブロック	吉永地区	南部ブロック	富士駅北地区	北西部ブロック	鷹岡地区
	元吉原地区		富士北地区		広見地区
	須津地区		富士駅南地区		天間地区
	浮島地区		田子浦地区		丘地区
	原田地区		富士南地区		



## 2 計画策定の趣旨

富士市では、概ね小学校の通学区域において、多くの市民の参画の下、住民主体の地区まちづくり活動が活発に行われてきました。こうした本市独自の地区まちづくり活動による様々な取組により、身近な地域における人と人の繋がりが強まり、高い地域力が形成されてきました。

このような背景の中、平成28(2016)年11月に制定した「富士市地区まちづくり活動推進条例」では、「地域の課題は地域が解決する」という地区まちづくり活動の意義を市民一人ひとりが認識するとともに、まちづくり協議会と行政が連携して地域コミュニティの活性化に取り組んでいくことが重要であるとしています。

これからの地区まちづくり活動を進めるためには、町内会・区をはじめとする地区団体から構成され、各地区の目標像の実現に向け「まちづくり行動計画」を策定したまちづくり協議会が、課題解決を図る地区まちづくり活動を主体的に推進していくことが不可欠です。

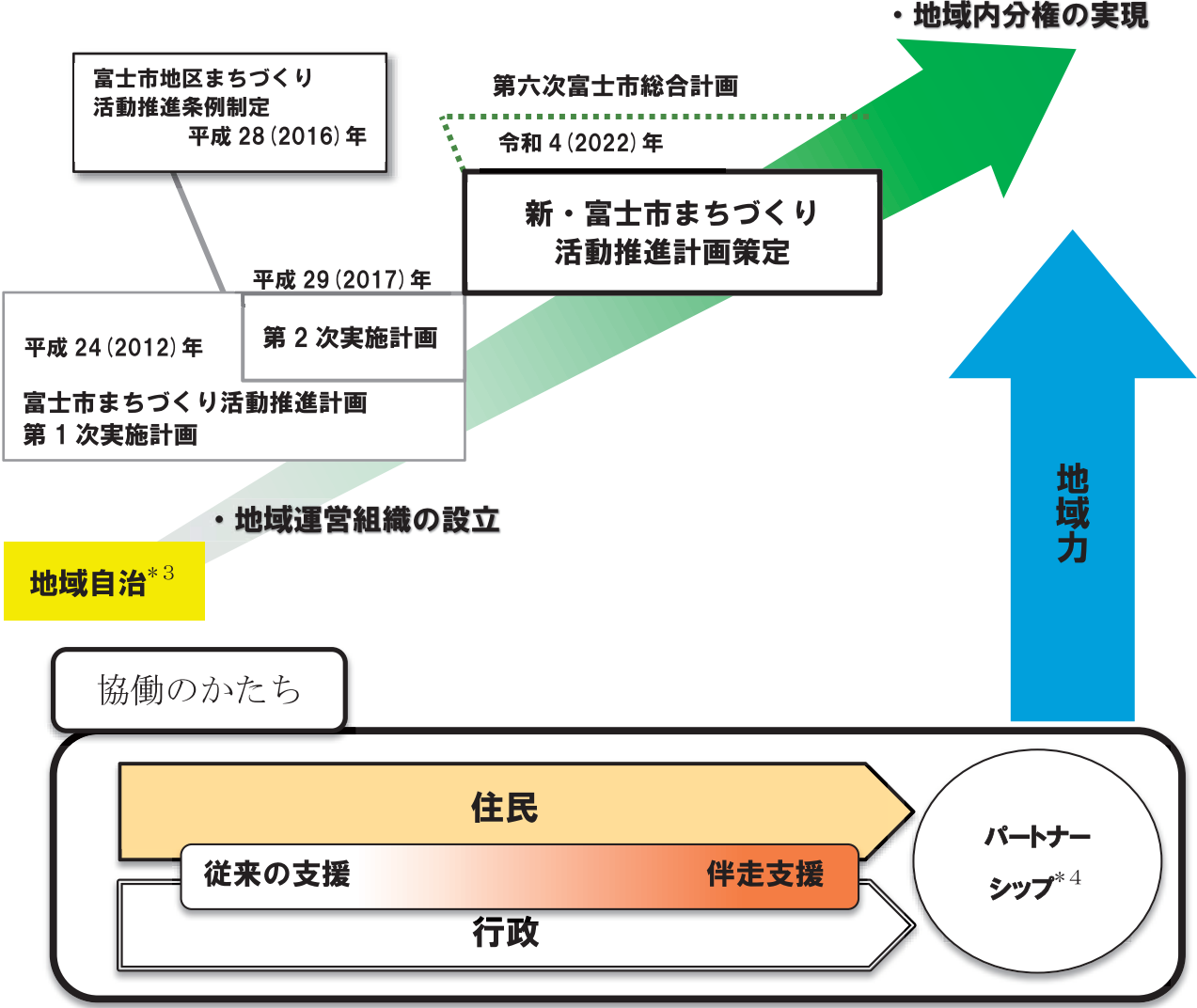
また、「地域の課題は地域が解決する」という考えに基づき、より良い地区の将来に向けた事業を、地区が自ら財源や権限を持って運営していくことが重要であると考えます。

さらに、これまでの地区に対する一律的な支援から、各地区の特性に応じたきめ細かな支援を提供する、地区に寄り添った伴走支援への移行が必要です。

富士市まちづくり活動推進計画第2次実施計画の計画期間の終了にあたり、まちづくり協議会と行政がまちづくりのパートナーとして適切な役割分担により課題を解決していく地域内分権\*<sup>2</sup>を目指し、新たな富士市まちづくり活動推進計画を策定します。

なお、本計画の策定には、未来のあるべき姿を起点として施策を導き出すバックキャストिंगの思考法を取り入れました。

図表4 計画策定図



※伴走支援

行政と地域コミュニティの関係（パートナーシップ）を対等に近づけていくために、従来の行政からの一律的な支援に加え、地区団体と行政が相互の課題と役割を認識した上で、各地区の特性に応じたきめ細かな支援を提供することを意味します。

### 3 計画の位置付け

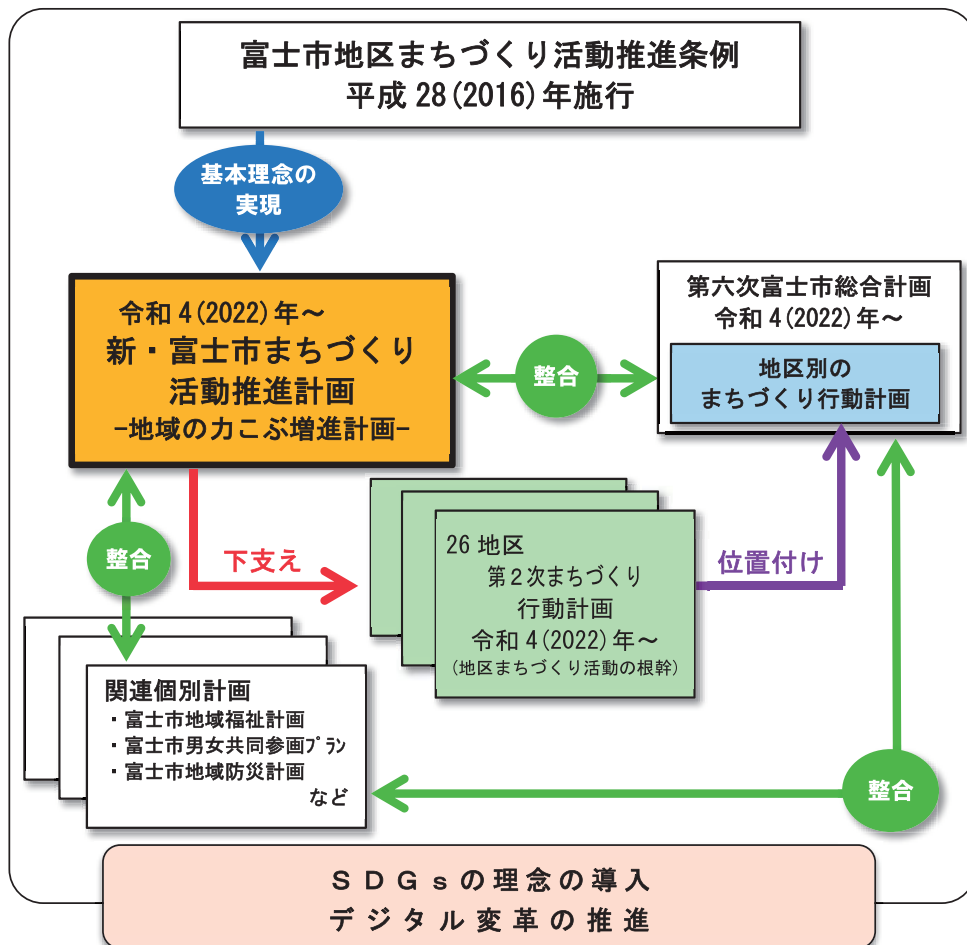
「富士市地区まちづくり活動推進条例」は、基本理念を（1）市民等が自発的かつ主体的に取り組むこと、（2）市民等がまちづくりの担い手として、等しく参画する権利を有すること、（3）市民等と市が対等な関係でお互いの役割を理解して協働することとしています。

本計画は、「富士市地区まちづくり活動推進条例」の目的や基本理念を具現化するとともに、第六次富士市総合計画や他関連個別計画との整合を図り、さらには、各地区で策定された地区まちづくり行動計画の下支えとなる計画です。

また、地区ごとに策定される「まちづくり行動計画」は、「富士市地区まちづくり活動推進条例」に基づきまちづくり協議会を中心とした地区団体が主体的に行うまちづくり活動の根幹となっており、「第六次富士市総合計画」の地区別のまちづくり行動計画として位置付けられます。

加えて、本計画では、SDGs<sup>\*5</sup>の理念の導入とデジタル変革の推進を基本姿勢として、各施策の推進を図ります。

図表5 計画の位置付け





## 4 計画期間

## 令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間

本計画の期間は、「第六次富士市総合計画 前期基本計画」の期間と整合を図り、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

図表6 計画期間

## ◆これまでの各計画の期間

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
計画	第五次富士市総合計画										
	富士市まちづくり活動推進計画（地域の力こぶ増進計画） （第1次）平成24（2012）年～										
	第1次実施計画						第2次実施計画				
							各地区まちづくり行動計画（第1次）				

## ◆これからの各計画の期間

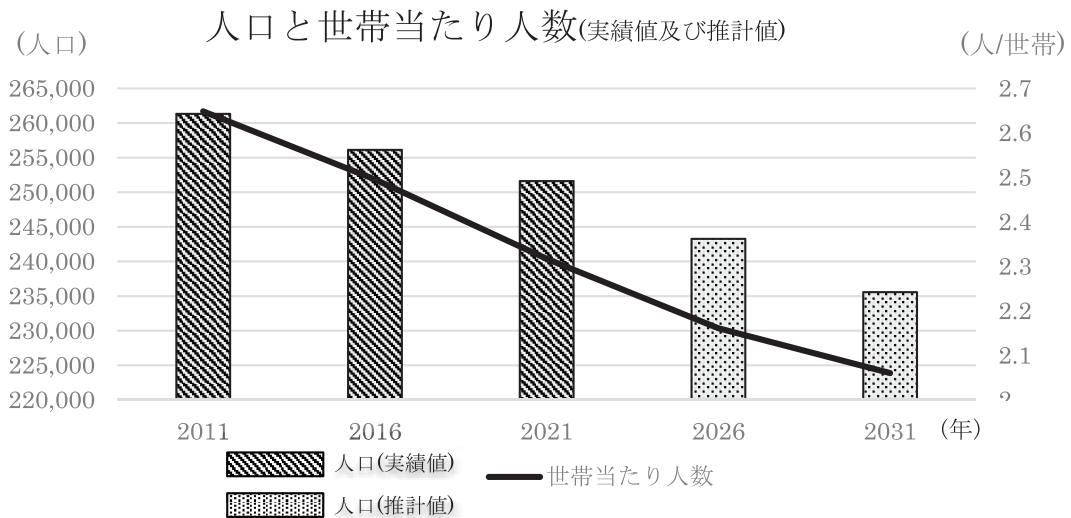
年度	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
計画	第六次富士市総合計画（前期）				
	新・富士市まちづくり活動推進計画（地域の力こぶ増進計画） （第2次）令和4（2022）年～				
	各地区まちづくり行動計画（第2次）				

## 第2章 まちづくり活動推進に向けた課題

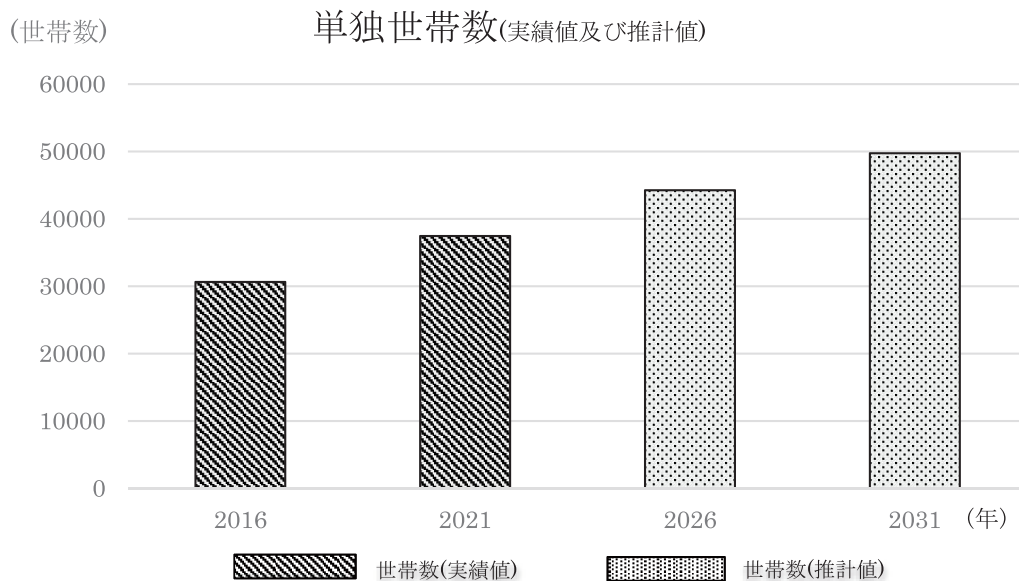
### 1 まちづくり活動を取り巻く現状

#### ① 人口減少の進行・単独世帯の増加

市内の多くの地区において、人口や世帯人数の減少が進行するとともに、価値観やライフスタイルの多様化等を背景に、単独世帯の増加が進んでいます。



出典：実績値「住民基本台帳」／推計値「第六次富士市総合計画」



出典：実績値「住民基本台帳」／推計値「第六次富士市総合計画」

## ② 地域コミュニティの現状

本市では、平成26（2014）年に全地区にまちづくり協議会が設立されました。まちづくり協議会には、構成団体としてまちづくり活動を行う各種団体が参加しており、部会（委員会）制を採用し、地区の特色を生かしたイベントや住民の交流を図る事業等を行っています。

また、各地区は、その成り立ちや歴史、人口の増減率や高齢化率の相違、平坦地や山間部など様々な特性があるため、抱える課題や目指す将来像も異なります。



## ③ まちづくり活動を行うまちづくり協議会や地区団体の運営資金の現状

本市のまちづくり活動を行う地区団体の運営資金は、各地区町内会連合会からの助成と行政等からの使途が定められた補助金が主になっています。

富士市まちづくり活動推進計画第2次実施計画の進捗状況を確認した第2次実施計画懇話会の委員や各地区まちづくり協議会を対象とした調査では、活動資金が行政からの補助金を合わせても厳しい状況であり、独自に新しい事業を行うのは大変であるという意見があります。

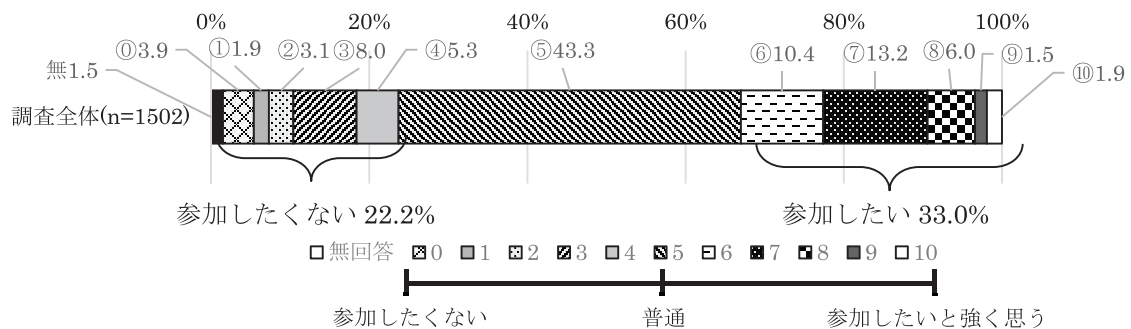
## 4 まちづくり活動に参画する人材の現状

市民のまちづくり活動への参加意欲は、それほど積極的なものではなく、町内会・区を通して依頼されたため参加したというケースが最も多くなっています。地区団体からは、役員等の人材の固定化や慢性的な成り手不足を危惧する声が聞かれています。

また、富士市まちづくり活動推進計画第2次実施計画懇話会からは、子ども会やPTA等の若い人にまちづくり活動へ参画して欲しいという意見もあります。

### 地域活動の参加意欲

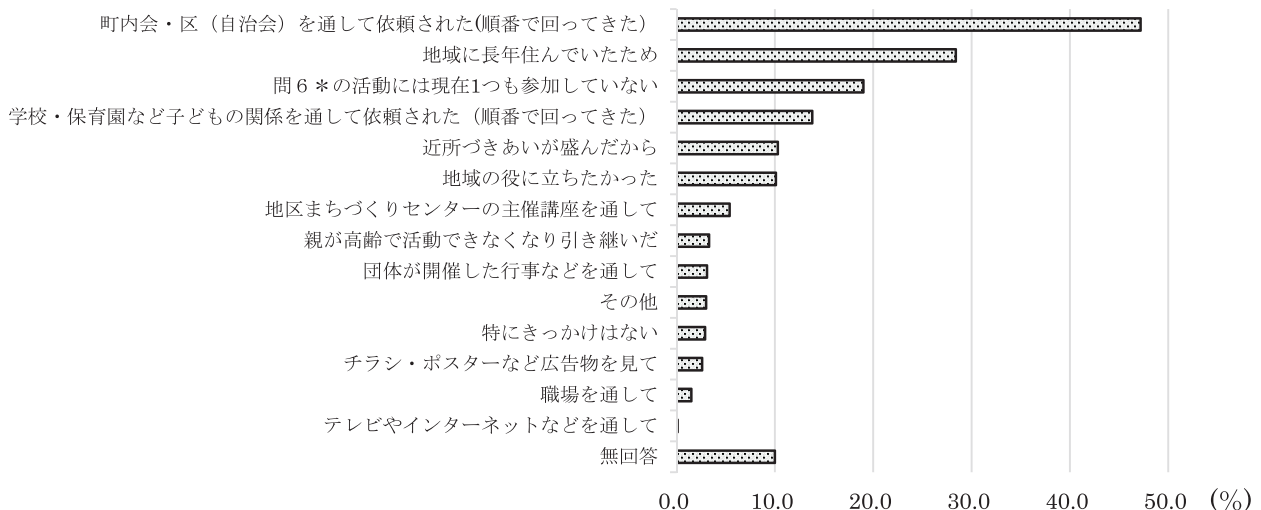
問 あなたは、地域(まち)をよくする活動に、どの程度の気持ちで参加したいと思いますか。次の気持ちを表した数字(10から0まで)から1つだけ選んで○をつけてください。



出典：第48回世論調査(令和元年)

### 地区まちづくり活動に参加するきっかけ(複数回答)

問 あなたが、地区まちづくり活動に参加するようになったきっかけは何ですか。次の中から3つ以内で選んで○をつけてください。



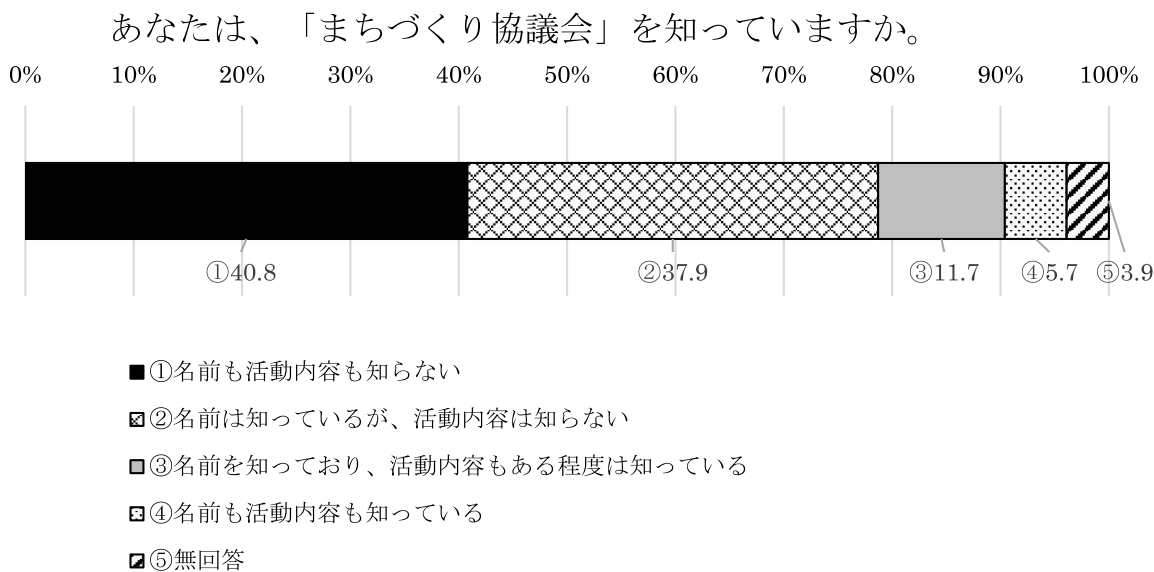
\*問6の活動：自己啓発や趣味、スポーツを広めるための生涯学習推進活動、ウォーキングや健康体操の企画などの健康づくり活動、地域のイベント(祭り、運動会など)の企画・運営、地域のイベント(祭り、運動会など)への参加、地域の清掃などの美化運動、防災・消防訓練などの自主防災活動

出典：第48回世論調査(令和元年)

## 5 まちづくり協議会に対する認知度

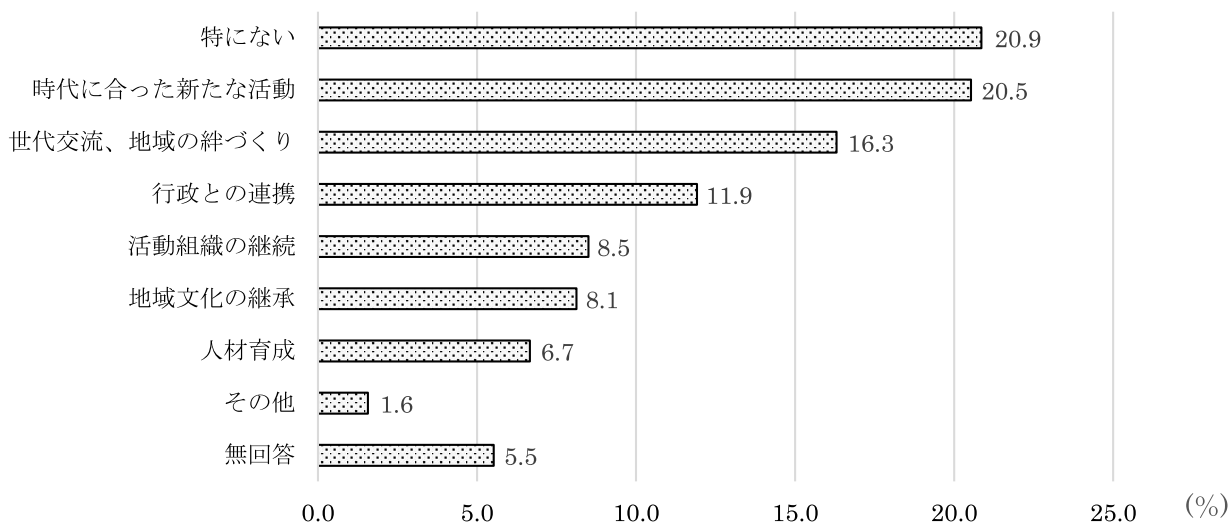
本市の各地区まちづくり協議会に対する住民の意識については、①名前も活動内容も知らない②名前を知っているが、活動内容は知らないという意見が多数を占めており、まちづくり協議会の認知度は低い状態です。

また、まちづくり協議会に対する住民の主な期待は、時代に合った新たな活動や世代交流、



出典：富士市の福祉等に関する市民アンケート調査(令和2年)

あなたは、まちづくり協議会に何を期待しますか。



出典：富士市の福祉等に関する市民アンケート調査(令和2年)

## 6 地区団体等への依頼事項の増加

---

行政等は、各部署の施策推進において、町内会・区等に多くの調査を依頼することで、詳細な情報の収集や広く住民の声を反映していますが、その一方で、地区団体の役員会議や行政懇談会から、「行政からの依頼事項は地区役員の負担感を増加させている」との意見があげられています。

## 7 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

---

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人と人との交流を控える行動が推奨されたことや、まちづくり活動の拠点である地区まちづくりセンターの使用制限で会議やイベント等の実施ができなかったことから、まちづくり活動の停滞が起きました。



## 2 第2次実施計画の主な取組内容の検証と評価

平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までを期間とした「第2次実施計画」に位置付けた取組内容の進捗状況に基づき、自己評価を行いました。

なお、評価の方法としては、取組が完了したもの（◎）、取組を行ったが、本計画でも引き続き取り組む必要のあるもの（○）、取組が低調であったため、本計画でも引き続き取り組むもの（△）の3段階で示しています。

### 富士市まちづくり活動推進計画 第2次実施計画の評価

基本指針	計画の視点	目標	具体的な方策	評価	主な取組内容等
将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり 社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、	計画推進体制	地区の意見や提案を反映した、的確な市の支援を展開する。	まちづくり協議会会長連絡会や懇話会等を定期開催し、市の具体的な支援のあり方を検討	○	まちづくり協議会会長連絡会を定期開催し、平成29（2017）年度から「富士市まちづくり活動推進計画第2次実施計画懇話会」を開催している。第2次実施計画を進めるにあたり、住民主体のまちづくり活動のあり方やまちづくり協議会に対する行政の支援策について幅広く意見を求めることができた。
			まちづくり協議会運営に関する財政支援	○	平成29（2017）年度からまちづくり協議会活性化補助金を導入し、活動資金の一本化に向けた制度改革を進め、行政内の各種補助金をまちづくり協議会活性化補助金へ項目追加の検討を進めている。
	活動実施体制	まちづくり協議会の基盤を強化する。	活動をサポートする事務局体制に向けた人的支援	○	まちづくりセンターがまちづくり協議会の事務局支援を行い、活動のサポートを行った。
			わかりやすい会計事務に関する支援	○	平成30（2018）年度からまちづくり協議会の役員に向けて、会計・広報講座を開催し、まちづくり協議会総務部門の実務スキル向上に向けた支援を行った。

## 富士市まちづくり活動推進計画

## 第2次実施計画の評価

基本指針	計画の視点	目標	具体的な方策	評価	主な取組内容等
将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり 社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、	ひとづくり	地区まちづくり活動に関わる人を増やす。	若者世代が関わりやすい環境づくり	○	富士市立高校のカリキュラムである「究タイム」を通じて、各地区まちづくり協議会との連絡調整を行い、世代間でのまちづくりに対する情報共有を図った。
			アクティブシニアが関わりやすい環境づくり	○	富士市内のイベントでの情報提供、市役所退職予定の職員へまちづくり活動参加への啓発を行った。
			世代間交流の場づくりの支援	△	現在の「まちづくり交流会」は、主にまちづくり協議会の役員が参加しており、多世代の住民参加までには至っていない。
			市職員の参画推進	○	まちづくり地区担当班は、毎年まちづくり地区担当班長会議で研修や講演会を行うなど、まちづくり活動推進計画の周知を図り、地区のまちづくり活動への参画を推進した。

## 富士市まちづくり活動推進計画

## 第2次実施計画の評価

基本指針	計画の視点	目標	具体的な方策	評価	主な取組内容等
将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり 社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、	活動の場・連携	まちづくり協議会と様々な主体とのつながりをつくる。	まちづくりセンターの環境整備	○	まちづくりセンターの長寿命化を図る事業計画を策定し、改築事業等の施設整備を計画的に進めており、施設のユニバーサルデザイン化を推進し、施設を改善した。
			地区内連携と地区連携を深めるための支援	○	平成29(2017)年度から年1回「まちづくり交流会」を開催し、地区間の情報交換の機会を創出した。平成26(2014)年度よりまちづくり協議会会長連絡会を年2回開催した。また、各地区の特徴的な活動を紹介する広報紙として「コブタレポート」を年2～3回発行し、地区間の交流を促進した。
			NPOや企業の取り組み等との連携を深めるための支援	△	まちづくり協議会へNPO法人の一覧や地区との連携事例等の情報提供を行った。一部の地区において、防災を中心とした企業連携が図られているが、全地区での取り組みまでは広がっていない。
			効果的な情報共有・情報発信のためのICT*6技術の活用に向けた支援	◎	令和3(2021)年度にまちづくり協議会デジタル推進補助金を創設し、地区の会議や連絡手段等のデジタル化を支援した。

第2次実施計画に位置付けられた取組は、「計画の推進体制及び活動の実施体制」、「ひとづくり」、「活動の場の連携」の3つの視点に基づき実施してきました。

「計画の推進体制」については、まちづくり協議会会長連絡会や富士市まちづくり活動推進計画第2次実施計画懇話会を開催しました。

「活動の実施体制」については、まちづくり協議会の基盤を強化することを目標に実施し、富士市まちづくり協議会活性化補助金の導入を行ったほか、まちづくりセンターの指定管理者制度をモデル地区において導入しました。

「ひとづくり」については、地区まちづくり活動に関わる人を増やすことを目標に実施し、まちづくり交流会などを行うことができましたが、新たな担い手の確保や世代間交流などの課題が残っています。

「活動の場・連携」については、まちづくり協議会と様々な主体との繋がりをつくることを目標に実施し、デジタル化の推進などを実施しましたが、企業やNPOとの多様な団体との連携などへの取組は不十分です。

主な取組の検証と評価において、「○」「△」と評価した方策については、新たなまちづくり活動推進計画の個別施策に取り込み、引き続き取り組んでいきます。

### 3 課題整理

まちづくり活動の推進を取り巻く現状や第2次実施計画の評価を踏まえ、課題を次のとおり整理しました。

#### 1 課題解決力の向上

目標とする将来像は各地区で異なり、それぞれの将来像に向かって課題を解決していくことが必要です。このためには、地区住民が自ら考え、決定する力や、地区が主体となって事業を実施する力の向上が必要です。

#### 2 運営資金力の向上

補助金制度は整備されていますが、まちづくり活動をより一層推進するためには、運営資金力の新たな確保、適正な配分を行える力の向上が必要です。

#### 3 多様な立場にある住民の参画促進

まちづくり活動は、さまざまな団体の活動により成り立っています。そのため、活動の合理化や充実のためには、各地区の団体間の相互理解や連携が必要です。また、まちづくり活動をより充実したものとするために、活動の周知・啓発等により、「誰ひとり取り残さない」社会の実現というSDGsの視点に立ち、多様な立場にある住民の参画を促進することが必要です。

#### 4 まちづくり活動の情報共有

令和元（2019）年度に実施した第48回世論調査では、まちづくり協議会について「名前も活動も知らない」という人が最も多く、まちづくり協議会に関する情報発信が十分でない状況です。

まちづくり活動の活性化や多くの住民にまちづくり活動への参画を促すためには、まちづくり協議会に関する情報を地区内外へ発信し共有することが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対応するとともに、あらゆる世代で情報を共有するために、これまでの紙媒体に加え、デジタル通信などの伝達手段を活用することも必要です。

## ⑤ まちづくり協議会の組織体制の強化と庁内推進体制の整備

---

各地区まちづくり協議会では、「まちづくり行動計画」を策定し、まちづくり活動に取り組んでいるものの、団体間の相互理解や連携、活動の合理化は今後も推進していく必要があります。

行政においても、まちづくり協議会や構成団体の活動内容の情報を集約・共有・検討できる仕組みが整っていません。

まちづくり活動を更に推進するためには、行政内においてまちづくり活動の情報を横断的に共有する仕組みが必要です。



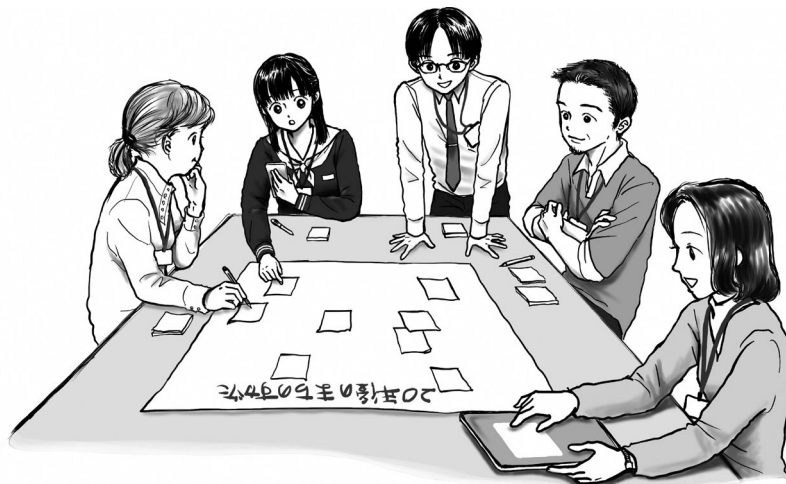
### 1 計画の基本指針

本市では、平成24（2012）年3月に策定した「富士市まちづくり活動推進計画」において、基本指針を示し、まちづくり協議会の設立とそれに伴う組織の再編支援、「富士市地区まちづくり活動推進条例」の施行など、具体的な施策を展開し、取り組んできました。

今後も社会情勢に対応し、まちづくり活動を更に活性化させるためには、まちづくり協議会を中心とする地区団体と継続的な取り組みが必要であることから、これまでの基本指針を継承します。

#### 基本指針

社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、  
将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり



## 2 目指す地域コミュニティの目標像

各地区まちづくり協議会では、市民等が主体となる地区まちづくり活動を進めるとともに、地区それぞれの特性や課題をもとに理想の地区の姿を目指し、まちづくり行動計画を策定しています。

これらを踏まえ、まちづくり協議会が、行政等との協働を推進し、主体的に地区の課題解決に向けた活動を進めていくことを目標とするため、目標像を以下のように設定しました。

《目標像》

**各地区まちづくり協議会の主体的な活動による  
自律的な地域コミュニティの形成**

自律的な地域コミュニティの実現に向けた目標像のイメージは、次のとおりです。

	課題	目標像のイメージ	5 つ の 方 針
①	課題解決力の向上	目指す将来像を見据え、自ら課題解決に向けた事業を実施している状態	
②	運営資金力の向上	目標達成（目的）に必要な活動予算を適切に配分するとともに、地区自らが新たな活動資金を獲得できる状態	
③	多様な立場にある住民の参画促進	多様な立場にある住民がまちづくり活動に参画する仕組みがあり、それぞれの立場から意見を述べられる状態	
④	まちづくり活動の情報共有	地区内、行政内で情報共有できる仕組みを構築し、その情報に基づき目標達成に向けた活動を行っている状態	
⑤	まちづくり協議会の強化と庁内推進体制の整備	総務・企画・広報の事務局機能を強化し、行政との協働等による目標達成に向けた活動を行っている状態	

### 3 目標像実現による未来の姿

本計画で目指す地域コミュニティを具現化するために、SDGsの考え方としても用いられる、バックキャスティング（backcasting）思考を用いて、「未来のあるべき姿」を想定しました。

本計画では、「未来のあるべき地域コミュニティの姿」を起点として、現状から逆算して導き出されるプラン（施策）を考えています。

各地区まちづくり協議会の「未来のあるべき姿」として、主に3つの具体的な地域コミュニティの姿を示します。

1

将来の成長に向けた資源の適切な配分が行われています。

2

地区の魅力が向上し、地区への関心が喚起され地域愛の育成が図られています。

3

自発的に生活様式の変化に応じた活動の見直しが行われています。



**【イメージ】**

- ・住民が集い交流し、地区の課題解決につなげるマルシェ等の開催

**【イメージ】**

- ・地区伝統行事やまつりによる交流事業の実施
- ・地区防災訓練による安全・安心のまちづくり

**【イメージ】**

- ・新規事業企画・立案や既存事業の統廃合を進める
- ・ICTを活用したオンライン会議の開催など、デジタル化の推進

## 未来の姿1 将来の成長に向けた資源の適切な配分が行われています。

まちづくり協議会では、まちづくり行動計画に照らし合わせ、優先すべき課題を抽出（設定、決定）し、課題解決に向けた事業に応じた会計予算を編成しています。また、コミュニティビジネス\*7等によりまちづくり協議会が活動資金を生み出し、活性化（住民の生きがいづくり）に繋がっています。

行政では、まちづくり協議会が自ら課題解決のための活動を行いやすくするため、庁内各課が地区団体へ支出している各種補助金等を統合・一元化し、幅広いまちづくり活動が補助の対象となる包括的補助金の制度設計ができています。

## 未来の姿2 地区の魅力が向上し、地区への関心が喚起され地域愛の育成が図られています。

まちづくり協議会では、隣近所の人々をはじめ、行政、地元の企業や各種団体との交流を通して、課題解決のための情報交換の場や協力体制が構築されています。また、多くの住民が地区の自然環境や資源を有効活用した地域の絆をつなげる事業に参加し、その取り組みを情報発信することにより地区への誇りや地域愛が育まれています。

行政では、個々の職員が主に居住地区の活動団体「まちづくり地区班」に所属し、一住民としてまちづくり活動に積極的に参加しています。さらに、行政職員として培った知識や経験を活かしアドバイスをを行うなど、地区団体と行政のかけ橋となっています。

### 未来の姿3 自発的に生活様式の変化に応じた活動の見直しが行われています。

まちづくり協議会では、ICTを活用することなどにより、地区内の課題発見・把握や他地区と相互に情報共有することが容易になります。これにより、継続している活動について地区の実情に合っているのかを、検証・整理ができます。また、デジタル化による合理化や効率化を進めることにより、住民が多様な環境においても活動の継続が可能になっています。

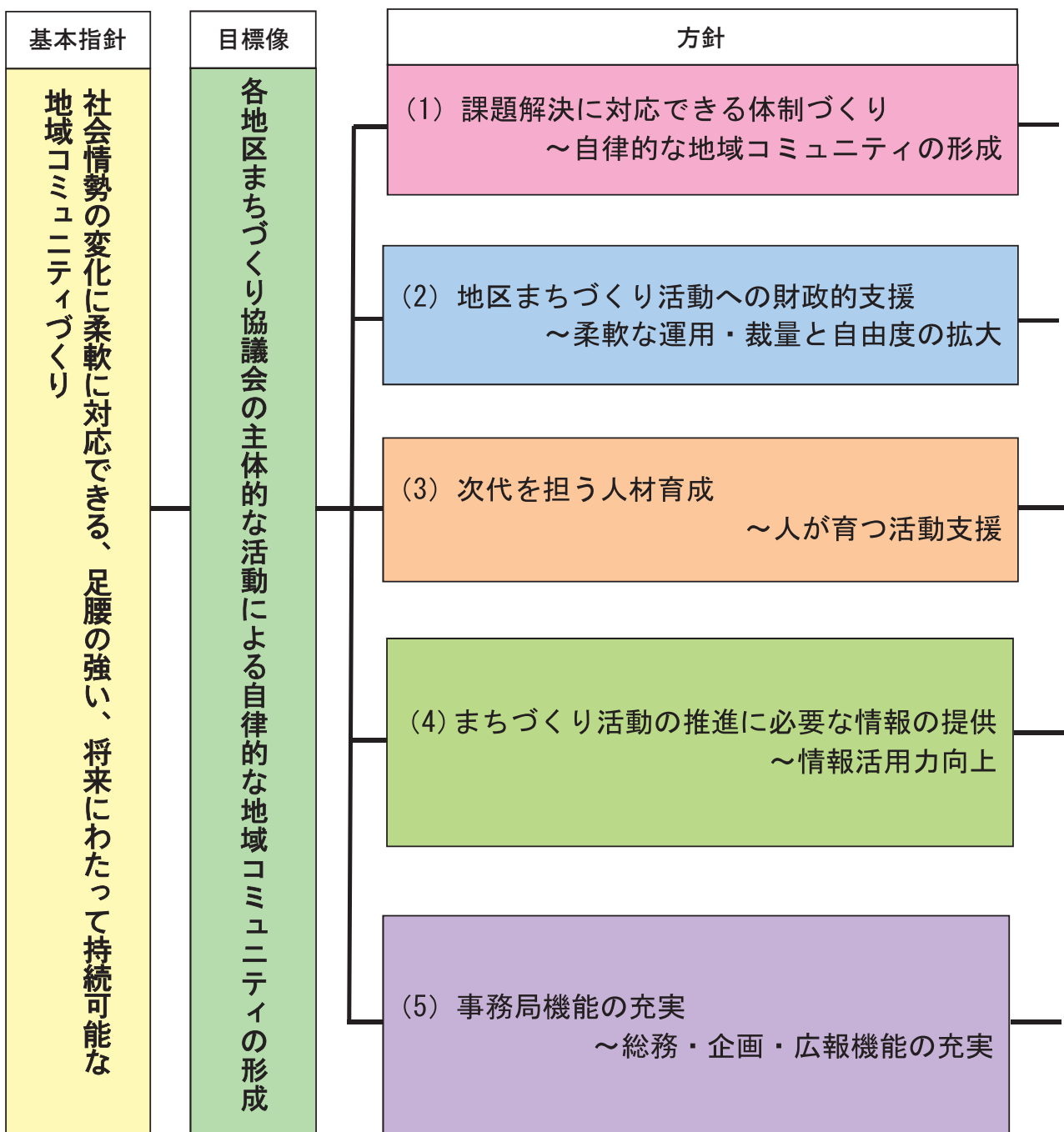
行政では、地区の課題を全庁的に把握できる情報共有の場が設定されています。これにより、まちづくり活動への明確な方針も庁内で共有することができます。また、庁内担当課が連携し、地区の実情・変化に応じた最適な行政サービスを提供できています。



## 第4章 方針と施策

まちづくり活動の主役は、市民です。地区まちづくり活動の主役であるまちづくり協議会の主体的な活動を推進すると共に、目標像実現に向け、5つの課題に対応した方針と19の個別施策を展開します。本計画では、SDGsの理念の導入とデジタル変革の推進を基本姿勢として、各施策の推進を図ります。

図表7 施策体型図





また、個別施策を横断する総合的な施策として、「(1) 包括的な施策展開による力強い地区まちづくり活動の推進」「(2) 地区住民と行政の協働で牽引する富士市の地区まちづくり」「(3) 行政内の体制整備」を併せて実施します。

個別施策	総合的な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 自律的な地区運営の機能強化に向けた支援</li> <li>2) 地区まちづくり活動の情報共有体制の拡充</li> </ul>	(1) 包括的な施策展開による力強い地区まちづくり活動の推進 (2) 地区住民と行政の協働で牽引する富士市の地区まちづくり (3) 行政内の体制整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 会計管理の強化に向けた支援</li> <li>2) 地域コミュニティの実情に即した活動の推進に向けた財政支援の充実</li> <li>3) 活動の充実に向けた幅広い活動資金獲得への支援</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 地区の課題解決力強化に向けた支援</li> <li>2) 円滑な組織運営に向けた支援</li> <li>3) 多様な立場の人々の参画促進</li> <li>4) 市職員の地区まちづくり活動への参画促進</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>1) まちづくり活動の参考となる情報の提供</li> <li>2) 地区内の課題把握に向けた支援</li> <li>3) まちづくり活動の情報発信強化に向けた支援</li> <li>4) 地区間の情報共有の促進</li> <li>5) 市内外への発信</li> <li>6) まちづくり活動に関する庁内情報共有体制の整備</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 地区の状況に対応した運営力向上への支援</li> <li>2) 地区の課題解決に向けた計画的な事業実施と評価の支援</li> <li>3) 地区の拠点の環境整備推進</li> <li>4) 庁内調整連携体制の整備</li> </ul>	

## 1 方針と個別施策

本計画の目標像である「各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成」の実現に向け、各方針と施策に基づく取組は以下の通りです。また、各施策が寄与するSDGsの17のゴールと、各取組の性質をアイコンで示しています。

**施策アイコン**

**支援** 地区が主体的(自律的)に活動するための行政からの支援事業  
**行政** 行政内の業務改善事業 **協働** 地区と行政の協働事業

**SDGsアイコン**  
本計画には、SDGsの理念や視点を取り入れており、当該施策が寄与するSDGsの17のゴールを表しています。



### 方針(1) 課題解決に対応できる体制づくりの支援

#### ～自律的な地域コミュニティ形成

自律的な地域コミュニティ形成に向けて、地区住民と行政が課題認識を深め、相互の協議を始められるよう、自律的な地区運営の機能強化に向けた支援とまちづくり活動の情報共有体制の拡充を進めます。

#### 施策1) 自律的な地区運営の機能強化に向けた支援



本市が目指す地域コミュニティの姿を地区住民と行政が共有し、地区の主体性に基づく課題解決方法をともに考え、自律的な地域コミュニティを形成していくための体制づくりを進めます。

##### ① 課題解決協働事業の推進

**協働**

地区の状況や課題に対応した新たな活動を推進します。特に、先駆的に取り組もうとする活動については、チャレンジ精神を尊重し、最大限の成果を発揮できるよう、まちづくり協議会と行政の合同研修や外部視察研修等を協働して取り組みます。さらに、その効果を検証するとともに市内全地区へ普及していくための方策をまちづくり協議会と行政が協働して研究を進めます。

## ② 全地区まちづくり協議会の協議機関支援

支援

各地区まちづくり協議会が連携、協議する場として、まちづくり協議会会長連絡会又は（仮称）「富士市まちづくり協議会連合会」を支援し、各地区の情報共有等を図るため、部会別会議開催等について支援します。

## ③ 地区まちづくり活動を支える庁内体制づくりの強化

行政

本市が目指す地域コミュニティづくり（地域内分権、行政とまちづくり協議会の役割の明確化等）の方針やその進捗状況を測定するための成果指標及び目標値を設定し、進捗状況を管理します。また、各担当部署間の連携や権限の譲渡など全庁的な支援体制について協議し、調整を図ります。

## 施策 2) 地区まちづくり活動の情報共有体制の拡充



地域コミュニティと行政など各立場の間で本市の地区まちづくり活動の情報共有ができるよう体制を整えます。

### ① まちづくり協議会間の情報共有の活性化支援

支援

各地区まちづくり協議会の実践事例等が集約化され、地区間で情報が活用、循環されるとともに、市内外に発信されるよう情報共有の仕組みを構築します。また、まちづくり交流会を実施して、活動状況や課題を共有することで、役員同士の学び合いを推進します。

### ② まちづくり協議会と行政の情報共有

協働

行政は適切な施策の実施に努め、まちづくり協議会が主体的な事業の実施に取り組むことができるよう、定期的な情報共有を行います。

### ③ 全庁的な情報共有の強化

行政

本市の地域コミュニティづくりに関する方向性や地区団体の活動状況、まちづくり活動に関連する各部署での施策の進捗状況などの情報を共有し、活用できるよう仕組みを強化します。

## 方針（2）地区まちづくり活動への財政的支援

### ～柔軟な運用・裁量と自由度の拡大

地区の課題解決に必要な活動予算を適切に配分するとともに、地区団体が新たな活動資金を確保できるよう、会計管理の強化に向けた支援や、地区の実情に即した活動の推進に向けた財政支援の充実を進めるとともに、活動の充実に向けた幅広い活動資金の獲得への支援を進めます。

17

パートナーシップで  
目標を達成しよう



### 施策 1) 会計管理の強化に向けた支援

活動目的が明確な予算書と成果が把握できる決算書の作成及び透明性の高い会計処理を行えるように支援します。

#### ① 会計講座の実施

支援

専門的な知識が無くても標準的な会計処理ができるよう、地区役員を対象とした会計講座を継続して実施します。

#### ② 会計ガイドラインの作成

支援

地区の課題に対応した適切な予算配分ができるよう、活動目的が明確な予算書と成果が把握できる決算書の作成等について会計ガイドラインを作成するとともに、研修を行い、活用を促進します。

#### ③ 会計チェック体制の構築

支援

まちづくり協議会における会計処理が、適正かつ透明性を図れるよう、外部組織がチェックする体制を整備します。

## 施策 2) 地域コミュニティの実情に即した活動の推進に向けた 財政支援の充実



まちづくり協議会が、市の各種補助金を容易かつ柔軟に利用できるよう、富士市まちづくり協議会活性化補助金制度の充実を図り、まちづくり協議会が取り組む重点的な事業へ予算を配分する裁量を拡大できるよう検討します。

### ① まちづくり協議会活性化補助金制度の拡充

行政

まちづくり協議会が地区の課題解決を図る上で、優先する事業に予算配分ができるよう、行政は各種補助金の統合に向けた庁内協議を継続し、活性化補助金制度の充実を図ります。また、市の各種補助金を、まちづくり協議会に集約することで、地区団体の申請手続きにかかる負担が軽減されます。

### ② 一括交付金制度の調査研究

行政

活性化補助金を更に進化させ、まちづくり協議会の裁量で事業予算への配分が可能となる一括交付金制度の導入に向けて、調査研究を進めます。

## 施策 3) 活動の充実に向けた幅広い活動資金獲得への支援



地区団体が持続的かつ円滑に活動ができるよう、幅広い活動資金の獲得に向けた支援を進めます。

### ① 各種補助金制度や助成制度等に関する情報提供と相談

支援

市の各種補助金はもとより、市以外の各種団体が実施している補助金制度や助成金等に関する情報を行政が収集し、地区へ提供します。

また、地区団体がそれらの補助金を活用できるよう、行政が相談窓口となって支援します。

### ② 活動資金獲得への支援

支援

補助金以外のコミュニティビジネスによる事業収入やクラウドファンディング\*<sup>8</sup>など、新たな活動資金を自ら得られる方法を地区団体と行政が協働で研究し、地区での活用を推進します。

## 方針（3）次代を担う人材育成への支援

### ～人が育つ活動支援

地区住民やNPO等の市民活動団体、企業等さまざまな人材がまちづくり活動に参画できるよう、参画機会の提供や、市職員のまちづくり活動への参画を促進します。また、地区の課題解決力強化に向けた支援を行うことで、活動の拡充に必要な新たな人材の参画機会を創出し、円滑な組織運営ができるよう支援を進めます。

### 施策1) 地区の課題解決力強化に向けた支援



まちづくり協議会が課題を正確に把握し効果的に解決できるよう、行政は積極的に情報提供するとともに、活用方法の指導及び活動検証体制整備への支援を通じ、地区の活動力を強化します。

#### ① 地区の課題把握とまちづくり活動の担い手発掘への支援

支援

行政は、まちづくり協議会が解決を求められている課題を正確に把握できるよう、各種調査等で把握した地区の特性を提供します。

また、地区住民の中で、まちづくり活動に興味があるが参加できていない人材の把握に努め、それらの人にまちづくり活動の情報を提供することで、人材のマッチングを図ります。

さらに、発掘した人材に対しまちづくり活動の参考になる情報の提供や研修を実施することにより、人材育成を図ります。

#### ② 課題の検証を通じたまちづくり活動への理解の促進

支援

地区住民が、課題解決への取組状況や活動結果を客観的に把握し分析できるよう、行政は活動振り返りシートフォーマットを提供し、まちづくり行動計画に基づく活動の進捗状況についての検証作業を支援します。

また、専門家によるアドバイス等を通して、活動の拡充を支援します。

#### ③ 企業・NPO等との連携の促進

協働

専門的な知識や技術を地区の取り組みに活用し、活動の拡充が進められるよう、まちづくり協議会と行政は協働して企業・NPO等との連携を図ります。

## 施策 2) 円滑な組織運営に向けた支援



まちづくり協議会が課題解決に向けた活動を継続して行うことができるよう、総務企画担当役員への研修等を行うとともに、参考となる情報を提供します。また、行政は地区団体の円滑な組織運営を促進するため、委嘱委員の見直しを進めます。

### ① 地区まちづくり活動の運営を担う総務企画担当役員研修

支援

行政は、総務企画部担当役員を対象にした円滑な地区運営方法についての研修を実施します。

### ② 市が地区団体等へ委嘱している各種委員の見直し

行政

行政は、地区団体がまちづくり活動に集中して取り組むことができるよう、地区団体に委嘱している各種委員の見直しに向けた庁内協議を進めます。

### ③ 役員選出に関する参考事例の情報提供

支援

行政は、役員選出や引継ぎ及び役員研修を行っている市外・県外の先進事例を調査し、地区団体に情報提供を行うことで役員選出の仕組みづくりを促進します。

## 施策 3) 多様な立場の人々の参画促進



地区団体が持続的かつ円滑な活動ができるよう、専門性を持った住民や女性の役員への登用、外国人市民の活動参加に向けた情報発信を促進します。

### ① 新たな参画の促進

支援

行政は、地区団体が女性を役員へ登用しやすくなるよう、地区団体へ働きかけるとともに、男女共同参画の普及・啓発を行います。

また、増加する外国人市民にもまちづくり活動に参加してもらえるよう、「やさしい日本語」を活用した地区団体による情報発信を支援します。



## ② 人材育成に関する庁内関係部署との連携促進

行政

地区の課題解決に向けた活動に必要な知識を身につけることができるよう、各課が地区住民を対象とした研修を実施する際は、地区の人材育成や活動に繋がるような内容とするよう努めます。

また、富士市立高校が授業の一環として実施している市役所プラン\*<sup>9</sup>との連携を図ります。

## 施策 4) 市職員のまちづくり活動への参画促進



まちづくり協議会が持続的かつ円滑に活動ができるよう、市職員のまちづくり活動への参画を進めます。

### ① 市職員向けまちづくりハンドブックの活用

行政

職員向けまちづくりハンドブックを活用し、まちづくり活動に対する市職員の理解を深め、まちづくり活動への参画を促します。

### ② 市職員まちづくり地区担当班の活性化

行政

市職員まちづくり地区担当班の役割や位置付けを明確にし、地区団体と行政とのパイプ役として関係性を高められるように努めます。

### ③ まちづくり地区担当職員制度の研究

行政

地区の課題解決に貢献できるよう、まちづくり地区担当班長などの責任ある立場の職員が、職務としてまちづくり活動に参画する手法を研究します。



## 方針（４）まちづくり活動の推進に必要な情報の提供

～情報活用力向上

まちづくり協議会が円滑に、また効果的に課題解決していくために必要な情報を提供し、まちづくり活動に活用できるよう支援します。また、まちづくり協議会と行政双方が迅速に共有できるよう庁内体制を検討します。

### 施策 1) まちづくり活動の参考となる情報の提供



地区の課題を正確に把握し、効率的・効果的に解決できるよう、先進事例や社会動向などの各種情報を収集し、まちづくり協議会へ提供します。

#### ① 参考情報の収集と周知

協働

企業の地域貢献活動の情報や先進自治体の事例、社会動向といったまちづくり活動に活用できる情報を積極的に収集し、まちづくり協議会へ提供します。

また、まちづくり協議会からより多くの住民に届けられるよう、SNS\*<sup>10</sup>や動画配信など地区内への新しい情報伝達手法・内容を協働で研究します。

### 施策 2) 地区内の課題把握に向けた支援



地区内の情報共有と課題整理を容易にするため、地区にあるさまざまな情報の可視化と対話を促す支援を行います。また、まちづくり活動に有効に活かせるよう地区への支援を進めます。

#### ① 地区カルテ\*<sup>11</sup>（地区内情報）の活用

行政

行政は、各種統計データを基に地区カルテを作成し、定期的に更新し、提供します。また、地区カルテをまちづくり活動に有効に活用できるよう、まちづくり地区担当班員へ研修などを実施します。

#### ② 住民アンケート調査による地区の課題把握に向けた支援

協働

地区住民の意見を正確に把握するため、まちづくり協議会による住民アンケートの実施と収集した情報をまちづくり活動に有効に取り入れていくための情報分析を支援します。

### ③ 多様な価値観を持つ人との交流支援

支援

文化や国籍の違いなどの垣根を超え、多様な交流を図ることにより、今まで気づきにくかった新たな課題発見に繋がる活動を支援します。

## 施策 3) まちづくり活動の情報発信強化に向けた支援



行政は、新たな人材発掘、地区内の交流に繋がる広報活動の活性化や体制づくりを支援します。加えて、デジタル技術等を活用して、各地区の状況を集約し、発信するための仕組みづくりを支援します。

### ① 地区広報の発信に向けた支援

支援

まちづくり活動の情報を地区内へ、よりわかりやすく発信する活動の活性化や広報体制づくりを支援します。

### ② 幅広い住民への情報提供支援

支援

外国人市民の増加を受け、多言語や「やさしい日本語」による情報提供などが求められていることを踏まえ、行政はより幅広い市民への情報提供に向け、広報活動を支援します。

### ③ デジタル化の促進

協働

地区内におけるまちづくり活動の情報共有と活動の効率化のため、リモート会議やSNS、地域コミュニティ向け情報共有アプリ等の利用について、デジタル化を行政と地区団体が協働で研究します。

## 施策 4) 地区間の情報共有の促進



まちづくり行動計画の進捗状況など、地区間の情報交換ができる場を提供します。

### ① まちづくり交流会の充実

協働

まちづくり行動計画の進捗状況や活動事例発表などを行う「まちづくり交流会」を各地区まちづくり協議会と協働開催します。交流会では、各地区の活動へのヒントを得るとともに、地区特性に応じた情報交換や学び合いなどが効果的に行われるよう支援します。

## 施策 5) 市内外への発信

まちづくり活動を広く周知し、まちづくり協議会の認知度を向上するため、地区と行政は、協働で情報発信を行います。

### ① まちづくり活動の情報発信支援

**協働**

ラジオ、SNS、ウェブサイトなどのさまざまなメディアを活用し、本市の地区まちづくりの情報発信を支援します。発信手段や使用メディアの選択、発信のしやすさなど、効果的な手法を協働で研究します。

### ② 行政によるまちづくり活動の情報発信

**行政**

行政は、「広報ふじ」「コブタレポート」のほか、マスメディアを活用し、本市全体のまちづくり活動の情報発信を推進します。

## 施策 6) まちづくり活動に関する庁内情報共有体制の整備

まちづくり活動に関する庁内の情報共有体制を整備し、有効な情報を積極的に共有できる体制づくりを進めます。

### ① 全庁的な情報共有の場の創設

**行政**

地区に関する施策の進捗状況やまちづくり活動で発見された全市的な課題になりうる事案などを、行政内で共有するために各部署を横断した情報共有体制を作ります。

## 方針（5）事務局機能の充実に向けた支援

### ～総務・企画・広報機能の充実

行政は、まちづくり協議会が課題解決への新たなチャレンジが始められるよう、総務・企画・広報部門の機能強化に対する支援を行うとともに、地区の状況に応じた運営の合理化促進やそれに対応した庁内推進体制を整備します。また、地区まちづくり活動の拠点であるまちづくりセンターの整備を進めます。

### 施策 1) 地区の状況に対応した運営力向上への支援



まちづくり協議会を安定的に運営していけるよう、業務の合理化とともに、運営力向上への支援を行います。

#### ① 負担軽減に向けた業務の見直し・合理化

協働

事業及び会議等の見直しや、活動の振り返りによる適切な人員配置など、まちづくり協議会の運営における役員の負担軽減に向け合理化が図られるよう支援します。

#### ② 総務・企画・広報部門の運営力向上への支援

支援

行政は、各種業務の効率化・高度化に向けたスキルの習得を目的とした各種講座を開催し、事務局運営のガイドラインを提示します。また、まちづくり協議会の事務局運営マニュアルの作成による組織運営力向上への取り組みを支援します。

### 施策 2) 地区の課題解決に向けた計画的な事業実施と評価の支援



まちづくり行動計画が、より効果的で実効性が高くなるよう支援します。

#### ① まちづくり行動計画の推進支援

協働

まちづくり協議会の活動が、まちづくり行動計画に基づいた課題解決型活動へ転換していくため、事業計画の策定及び事業の評価と検証など、まちづくり協議会全体で進捗状況の把握ができるよう、仕組みづくりを支援します。

### 施策 3) 地区の拠点の環境整備推進



地区まちづくり活動の拠点であるまちづくりセンターが、住民等に身近で使い勝手が良くなるよう施設整備を推進します。

#### ① 地区の拠点の整備推進

行政

地区まちづくり活動の拠点としての機能を担っているまちづくりセンターを誰もが使いやすい施設とするため、(仮称)富士市地区まちづくりセンター個別施設計画を策定し、まちづくり室\*<sup>12</sup>の整備や、ユニバーサルデザイン化、ICT環境の整備を推進します。

### 施策 4) 庁内調整連携体制の整備



まちづくり協議会の自主性を尊重し、自律的な地区運営を促進するため、庁内調整連携体制を整備します。

#### ① 行政への手続きの合理化

行政

地区団体から行政への事務手続きを簡素化、迅速化するため、電子申請の拡充などICTを活用し利便性の向上を推進します。

#### ② 行政窓口の整理

行政

まちづくり活動が円滑に進められるよう、行政から地区団体に対する依頼要請事項の窓口を整理するとともに、地域への依頼ガイドラインを策定し、地区団体の負担軽減を進めます。

## 2 総合的な施策

個別施策を横断する総合的な施策として、「(1) 包括的な施策展開による力強い地区まちづくり活動の推進」「(2) 地区住民と行政の協働で牽引する富士市の地区まちづくり」「(3) 行政内の体制整備」を併せて実施します。

### (1) 包括的な施策展開による力強い地区まちづくり活動の推進

持続可能な地域コミュニティ形成を推進するため、個別施策を有機的に組み合わせるほか、地区特性に応じた地区まちづくり活動の支援を推進するとともに地域コミュニティと行政の連携、協働を進めます。

#### 1) 地区住民主体のまちづくりセンター運営 ～指定管理者制度の導入

地区住民主体の、自律したまちづくり活動を推進していくため、地区の拠点であるまちづくりセンターの管理運営をまちづくり協議会が担い、効果的な施設活用・運営を進める指定管理者制度を希望する地区に導入していきます。

また、まちづくりセンターの円滑な管理運営だけでなく、地区の課題解決に向けて住民ニーズに対応した柔軟な運用ができるよう、まちづくり協議会と行政が協働してまちづくりセンターの使用ルールを検討します。

さらに、管理運営を担う地区まちづくり協議会に対し、幅広い活動資金確保や事業企画、情報集約、人材育成、組織運営などについて、多角的な支援を行い、自律的な地区運営の拠点としての機能向上を図ります。

#### 2) まちづくり活動の事業化推進

地区の課題解決に向けた活動に経済循環を取り入れ、持続的な取組にしていくためコミュニティビジネスの導入を推進します。

また、地区の課題解決に必要な資金を獲得するために、クラウドファンディングやふるさと納税\*<sup>13</sup>の仕組みの導入を検討します。

さらに、経済的な成果だけでなく、関わる人のやりがいや楽しさ、地区への愛着の醸成やまちづくり協議会の認知度の向上を図ります。

### 3) 情報プラットフォームづくり～ICT導入

---

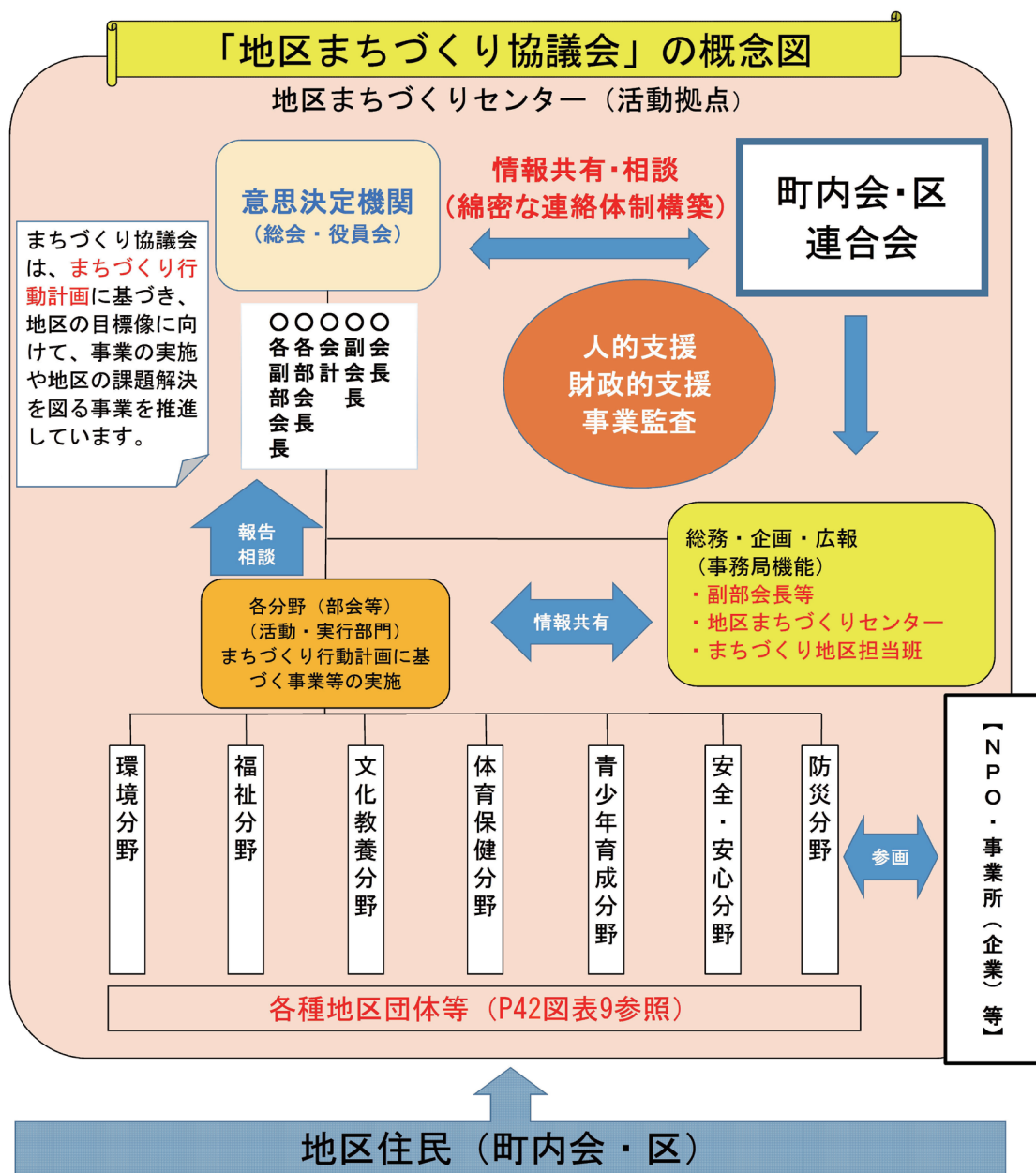
地区団体や行政から地区住民への円滑な情報提供だけでなく、住民からの情報発信、住民間のコミュニケーションや交流促進、地区内の各種情報の共有などを可能にするICTを活用した情報プラットフォームづくりを進めます。地区内に情報プラットフォームを整え、平時から活用することで、災害などの緊急時に迅速な情報伝達ができるよう活用するほか、地区内で情報を共有し、蓄えられた情報を編集・分析することで地区の課題解決に繋げていきます。



#### 4) まちづくり協議会の組織改革

持続可能な地域コミュニティづくりに向けては、まちづくり協議会と町内会・区等の役割を明確にし、分担していくことが必要です。これまでの活動成果を検証するとともに、地区の実情や住民の声などの的確な把握・分析をし、地区目標の達成を進めるための体制づくりについて、まちづくり協議会と行政が協働して研究を進めます。

図表 8 地区まちづくり協議会の概念図



※上記概念図は参考例です。各地区では、地区の特性や活動体制を踏まえた組織づくりが行われています。



図表9 部会構成団体（例）

部会分野	団体名・委員名
防 災 分 野	自主防災会
	地域防災指導員
	消防団分団
	水防団分団
安 全・安 心 分 野	生涯学習推進会（安全教育部）
	交通安全指導員
	交通安全協会
	地域安全推進員
青 少 年 育 成 分 野	生涯学習推進会（青少年育成部）
	小中学校PTA
	子ども会世話人連絡協議会
	放課後児童クラブ運営委員会
	青少年指導委員
体 育 保 健 分 野	生涯学習推進会（体育保健部）
	スポーツ推進委員
	健康推進員
	食生活推進員
文 化 教 養 分 野	生涯学習推進会（成人教育部）
	男女共同参画地区推進員
福 祉 分 野	地区福祉推進会
	民生委員・児童委員
	悠容クラブ（老人クラブ）
	保護司会
	女性団体
環 境 分 野	環境衛生自治推進協会
	公園愛護会
	ごみマイスター
	緑化指導員
	花の会

これらの地区団体等は、分野ごとの施策を市内全域で推進するため組織されています。そのほかに、各地区固有の課題のために組織される団体もあります。「地域コミュニティ交通サポート組織」、「岩本山・雁堤活用会議」、「たらい流し祭り事業」、「ほんの少しの困りごとを地域住民の支え合いで支援する生活支援体制整備事業第2層協議体」などがこれに当たります。

## (2) 地区住民と行政の協働で牽引する富士市の地区まちづくり

地区間の繋がりを深めながら、地区住民と行政が、将来にわたって持続可能な地域コミュニティについてともに学び、考え、広く発信します。

### 1) 地区住民と行政がともに考え・学ぶプラットフォームづくり

本市の目指す自律的な地域コミュニティづくりをより深く理解し、実践していくため、先進的な事例や各地区の活動状況などを地区住民と行政が共有します。

また、課題解決型の地域づくりに向けた協働のルールづくりを進めるため、会計ガイドラインや地区団体と行政との情報伝達ルートの明確化、まちづくり活動に関する各種手続き等の合理化などについて協議する場を、まちづくり協議会と共に設置します。

### 2) 地区間の連携

各地区のまちづくり活動に関する情報を共有し、類似した特性を持つ地区間や個々の地区だけで対応することが困難な共通した課題を抱える地区間で連携する場を設置します。

### 3) 外部連携の推進

地区の課題は多様化、複雑化しているため、行政だけでなく、民間企業やNPOなど外部組織の人材の活用、資金の獲得、活動の連携を進めます。

### 4) 市内外への情報発信

本市の地区まちづくり活動の推進の進捗状況や成果をとりまとめ、様々なメディアを活用して市内外に広く発信します。

### (3) 行政内の体制整備

自律的な地域コミュニティの実現のため、行政は組織を挙げてその支援を推進するための体制を整備します。

#### 1) 全庁的な情報共有の体制の整備

##### ①地区まちづくり協議会との協働を推進する全庁的な会議体の創設

地区運営が円滑に行えるよう、まちづくり課を中心とした会議体を創設します。

会議体では、まちづくり協議会による地域内分権への方向性の確認と行政各部署の地区との円滑かつ合理的な関わり方について検討し、まちづくり課の位置付けと各部署の役割分担を進め、情報共有、事業連携など庁内体制を明確にします。

さらに、まちづくり課に集まる地区情報の中から、共有すべき問題や課題などを精査し、行政施策に反映できるよう検討します。

##### ②まちづくりセンター長会議の機能強化

各地区まちづくり活動の情報を円滑に集め、成果や課題を確認し、全地区で有効に活用できるように、まちづくりセンター長会議を開催します。

#### 2) 地区支援体制の強化

行政が保有する情報をはじめ、まちづくり活動の参考となる情報の収集を行い、地区団体に提供するとともに、職員のまちづくり活動に対する支援スキル向上を図ります。

##### ①情報収集と提供および活用支援

行政は、各部署が保有する統計データなどの各種情報に加え、それらを地区まちづくり活動に必要な事例やトレンド情報を積極的に収集するとともに一元的に管理し提供します。

また、地区の状況を示す統計等のデータは「地区カルテ」として編集し、地区まちづくり活動の方向性を検討する論理的根拠として提供します。

##### ②まちづくりセンター職員の支援スキル向上

まちづくりセンター業務を担う、市職員及び地区雇用職員への研修等を行い、地区まちづくり活動の企画支援スキル向上に努めます。

市職員がまちづくり活動への関わりを深めていくために、新たなまちづくり地区担当班制度の研究を進めます。

図表10 新・富士市まちづくり活動推進計画(実施工程表) (1/4)

基本指針	目標像	方針	施策	： 準備期間			： 行政から地区への支援事業			： 行政内の業務改善事業			： 行政と地区の協働事業												
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度							
<p>社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり</p>	<p>各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成</p>	<p>(1) 課題解決に対する体制づくりの支援</p>	<p>1) 自律的な地区運営の機能強化に向けた支援 2) 地区まちづくり活動の情報共有体制の拡充</p>	① 課題解決協働事業の推進																					
				② 全地区まちづくり協議会の協議機関支援																					
				③ 地区まちづくり活動を支える庁内体制づくりの強化																					
				① まちづくり協議会間の情報共有の活性化支援																					
				② まちづくり協議会と行政の情報共有																					
				③ 全庁的な情報共有の強化																					
				<p>(2) 地区まちづくり活動への財政的支援</p>			<p>1) 会計管理の強化に向けた支援 2) 地域コミュニティの実情に即した活動の推進に向けた財政支援の充実 3) 活動の充実に向けた幅広い活動資金獲得への支援</p>	① 会計講座の実施																	
								② 会計ガイドラインの作成																	
								③ 会計チェック体制の構築																	
								① まちづくり協議会活性化補助金制度の拡充																	
				① 各種補助金制度や助成制度等に関する情報提供と相談																					
				② 活動資金獲得への支援																					

進捗状況の確認・評価により計画改定

# 新・富士市まちづくり活動推進計画(実施工程表) (2/4)

基本指針	目標像	方針	施策	行政から地区への支援事業				行政内の業務改善事業				行政と地区の協働事業								
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、 将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり	各地区まちづくり協議会の主体的な活動による 自律的な地域コミュニティの形成	(3) 次代を担う人材育成への支援	1) 地区の課題解決力強化に向けた支援  2) 円滑な組織運営に向けた支援  3) 多様な立場の人々の参画促進  4) 市職員のみならず、まちづくり活動への参画促進	① 地区の課題把握とまちづくり活動の担い手発掘への支援																
				② 課題の検証を通じたまちづくり活動への理解の促進																
				③ 企業・NPO等との連携の促進																
				① 地区まちづくり活動の運営を担う総務企画担当役員の研修 ② 市が地区団体等へ委嘱している各種委員の見直し ③ 役員選出に関する参考事例の情報提供																
				① 新たな参画の促進 ② 人材育成に関する庁内関係部署との連携促進																
				① 市職員向けまちづくりハンドブックの活用 ② 市職員まちづくり地区担当班の活性化 ③ まちづくり地区担当職員制度の研究																
進捗状況の確認・評価により計画改定																				

# 新・富士市まちづくり活動推進計画(実施工程表) (3/4)

		：準備期間		：行政から地区への支援事業		：行政内の業務改善事業		：行政と地区の協働事業			
基本指針	目標像	方針	施策	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
<p>社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり</p>	<p>各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成</p>	<p>(4) まちづくり活動の推進に必要な情報の提供</p>	1) まちづくり活動に参考となる情報の提供	① 参考情報の収集と周知							
			2) 地区内の課題把握に向けた支援	① 地区カルテ(地区内情報)の活用支援 ② 住民アンケート調査による地区課題把握に向けた支援							
			3) まちづくり活動の情報発信強化に向けた支援	③ 多様な価値観を持つ人との交流支援 ① 地区広報の発信に向けた支援 ② 幅広い住民への情報提供支援 ③ デジタル化の促進							
			4) 地区間の情報共有の促進	① まちづくり交流会の充実							
			5) 市内外への発信	① まちづくり活動の情報発信支援 ② 行政によるまちづくり活動の情報発信							
			6) まちづくり活動に関する市内情報共有体制の整備	① 全庁的な情報共有の場の創設							
			進捗状況の確認・評価により計画改定								

# 新・富士市まちづくり活動推進計画(実施工程表) (4/4)

		: 準備期間		: 行政から地区への支援事業		: 行政内の業務改善事業		: 行政と地区の協働事業	
基本指針	目標像	方針	施策	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
<p>将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり</p> <p>社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、</p>	<p>各地区まちづくり協議会の主体的な活動による</p> <p>自律的な地域コミュニティの形成</p>	<p>(5) 事務局機能の充実に向けた支援</p>	<p>1) 地区の状況に対応した運営力向上の支援</p>	<p>① 負担軽減に向けた業務の見直し・合理化</p>					
			<p>2) 地区の課題解決に向けた計画的な事業実施と評価の支援</p>	<p>② 総務・企画・広報部門の運営力向上への支援(事務局運営マニュアル)</p>					
			<p>3) 地区の拠点の環境整備の推進</p>	<p>① まちづくり行動計画の推進支援</p> <p>評価フォーマットによるまちづくり行動計画の進捗状況確認</p> <p>新・まちづくり活動推進計画の進捗状況の調査</p>					
			<p>4) 庁内調整連携体制の整備</p>	<p>① 地区の拠点の整備推進</p> <p>② 行政窓口の整理</p>	<p>① 行政への手続きの合理化</p>				
進捗状況の確認・評価により計画改定									



## 第5章 計画推進について

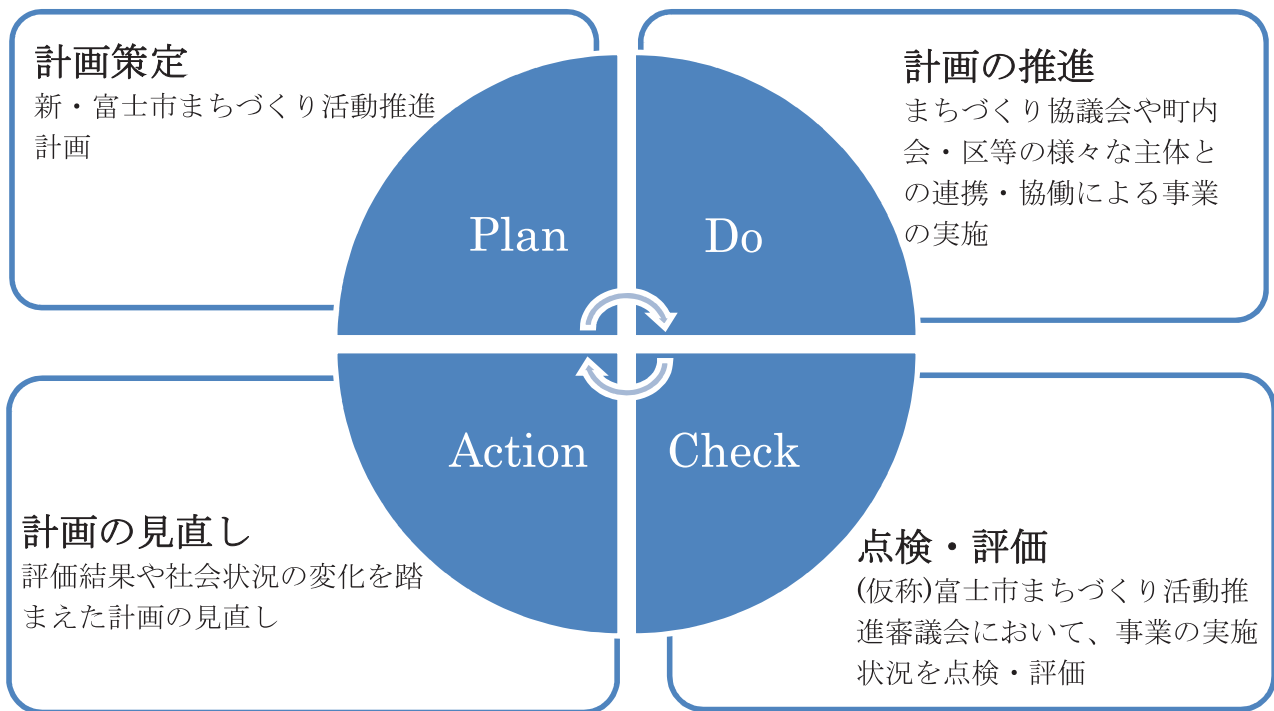
### 1 推進体制

まちづくり協議会をはじめ、住民や地域コミュニティ活動団体に本計画を周知し、目標像の共有を図るとともに、各地区の状況を踏まえながら、地区まちづくり活動の効果等を確認し、計画の推進に取り組みます。

### 2 進捗管理

地区の活動状況やまちづくり行動計画の進捗評価を踏まえ、目標像に基づいた事業が実施できるよう年度レビューを行い、計画の進捗管理を行います。また、客観的な視点から進捗状況を確認するため、(仮称)富士市まちづくり活動推進審議会を新たに設置します。審議会ではPDCAサイクルにより、進捗管理・評価だけでなく、計画の見直しや更新を含めた総合的な管理を進めます。

図表11 PDCAサイクル



### 3 中長期を見据えた伴走支援による取組の推進

これまで各地区において、主体的かつ自発的に行われてきた地区まちづくり活動の取組を活かし、更に発展させていくためには、短期間での地区役員交代による引継ぎ不足や事業の停滞を防ぐことが必要です。また、役員の長期間にわたる固定化は、安定した組織運営につながる一方、新しい事業へのチャレンジや新たな担い手が育成されにくい一面もあり、役員選出が円滑に行われる仕組みを作ることが必要です。

また、将来的な支援として、まちづくり協議会の法人化を見据えた組織整備も視野に入れる必要があります。

一方、行政から地区へ依頼する事項が多様化し、地区役員の負担感が増しています。地区と行政が対等な関係を維持していくためには、行政内において、地区に関わる情報や課題を共有し、地区への過度な依頼や業務分担が行われないよう調整する横断的な仕組みと行政内の人的・財政的支援体制を整える必要があります。

さらに、市職員は、地区まちづくり活動の意義を理解するとともに、自身がまちづくり活動の担い手となり、地区と行政との協働を実際に体感し、意識（志）を高めていくことが必要です。

このことから、地域コミュニティと行政のパートナーシップに向け、行政からの一律的な支援に留まらず、地区に応じたきめ細かな支援を提供する伴走支援により取組を推進します。

## 用語解説

1. 地域と地区	<p>「地域」は、かなり広い面的な範囲から狭い範囲まで土地の広がりを示す言葉であり、使われる場面、視点によってイメージが異なります。</p> <p>本計画においては、「地区」より狭い「町内会・区」、また、それより広い「合併前の旧市町」「中学校区」などを指す場合があります。</p> <p>一方、「地区」は、日常の近隣生活圏として、通常、徒歩で行き来できる範囲、概ね小学校区の範囲を「地区」として位置付けています。</p>
2. 地域内分権	<p>地域内分権とは、住民の生活の質の向上や地域の発展に繋げるよう、行政から地域に対して権限移譲することです。</p> <p>本計画で目指す地域内分権は、各地区の実情に合った行政サービスの提供といった行政内部の改革（全庁的な情報共有の体制の整備、地区住民主体のまちづくりセンター運営、包括補助金・地区に裁量権のある交付金など）とともに、まちづくり協議会と行政がまちづくりのパートナーとして適切な役割分担により課題を解決していく、協働によるまちづくり活動を推進するものです。</p>
3. 地域自治	<p>地域の関わる様々な問題について、情報を共有し、地域における多様な主体が役割を明確にして、問題解決をしていく仕組みです。</p>
4. パートナーシップ	<p>持続可能な地域コミュニティづくりの観点から、地域に密着した公共サービスを提供していく上で欠かせない考え方です。地区と行政がまちづくりのパートナーとして、適切な役割分担によって課題を解決していくことができるよう、具体的な仕組みが検討され、互いにやるべきことがわかっている状態を言います。</p>
5. S D G s	<p>持続可能な開発目標（S D G s : Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。</p>
6. I C T	<p>情報通信技術（Information and Communication Technology）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。</p>

7. コミュニティビジネス	コミュニティビジネスは、地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。
8. クラウドファンディング	群衆を意味する「クラウド (crowd)」と資金調達を意味する「ファンディング」からできた造語。インターネットを利用して事業に賛同した不特定多数の人から小口のお金を集めるのが特徴です。
9. 市役所プラン	富士市立高校の探求プログラムである「究タイム」において、2年生の全生徒が、地域の課題を発見し、その解決を目指して何ができるか、半年間じっくりと向き合う学習です。生徒が自分の興味や関心を基にグループを組み、本市の課題解決（魅力創出）のためのアイデアを考え、プランにまとめた上で市役所の方や地域の方に提案します。
10. SNS	Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがあります。
11. 地区カルテ	各地区の将来の人口推計や健康データ、地域資源情報などをとりまとめ、「データとして見える化」したものです。地区の情報や将来の姿を共有し、課題解決に向けた取り組みを考えていくためのツールとして活用します。
12. まちづくり室	地区まちづくりセンターにおいて、地区まちづくり活動の拠点となる場として、主にまちづくり活動団体が使用することができる部屋のことです。
13. ふるさと納税	自分の生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域や、これから応援したい地域の力になりたいという思いを実現し、「ふるさと」へ貢献するための制度です。住所地へ納税する住民税を実質的に移転する効果がある仕組みですが、寄附金税制を活用していますので、法律上は、寄附とそれに伴う税の軽減を組み合わせたものです。



# 參考資料

# ①富士市地区まちづくり活動推進条例

平成28年10月11日

(条例第38号)

雄大な富士山に抱かれた、私たちのまち、富士市における住民主体の地区まちづくり活動は、これまで多くの先人たちの英知により、豊かに、また、活発に行われてきた。

地区それぞれの特色を生かし、長年積み重ねてきた独自の活動の数々は、多くの人々の心の中に地域愛を育み、地域を愛する人々のつながりが地域の力を高め、富士市の活力の源となった。

今を生きる私たちには、まちの未来を明るく、魅力あふれるものにしていくために、この活力ある地区まちづくり活動を次の世代へと確実につなぐ務めがある。

しかしながら、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来、居住形態や生活様式の多様化などから、人と人の距離が広がり、市民の地域への関心が低下することにより、地域コミュニティが希薄化していくことが危惧されている。

今後、様々な地域課題に直面したとしても、こうした課題を解決するためには、「地域の課題は地域が解決する」という地区まちづくり活動の意義を市民一人ひとりが認識するとともに、地区の市民等と行政とが連携して地域コミュニティの活性化に取り組んでいくことがますます重要となってきた。

また、活発な地区まちづくり活動を続けていくためには、年齢や性別、あるいは団体や組織等の垣根を越えてお互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を合わせていくことが必要となる。

私たちはここに、将来にわたり活力あふれる地域コミュニティの実現に向けて、誰もが誇りを持ち、生き生きと活躍することができる、住民主体の地区まちづくり活動を推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地区まちづくり活動の推進に関し基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、まちづくり協議会、市の支援等に関し必要な事項を定めることにより、持続可能な地域コミュニティづくりに向けた活力ある地区まちづくり活動を推進することを目的とする。



(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 おおむね小学校の通学区域を範囲とする区域をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
  - イ アに掲げる者で構成される団体
  - ウ 市内に事務所を有する法人その他の団体（イの団体を除く。）
- (3) 地域コミュニティ 一定の区域における市民等相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。
- (4) 地区まちづくり活動 地区の市民等が相互に協力して地域コミュニティの活性化に寄与するために行う自主的な活動をいう。

(基本理念)

第3条 地区まちづくり活動は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 市民等が自発的かつ主体的に取り組むこと。
- (2) 市民等がまちづくりの担い手として、等しく参画する権利を有すること。
- (3) 市民等と市が対等な関係でお互いの役割を理解して協働すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、市民等の自主性を尊重しつつ、地区まちづくり活動の活性化を図るため、必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たり、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市は、市民等が地区まちづくり活動を円滑に推進するために必要な支援を行うものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、自ら地区の生活環境に対する関心を高めるとともに、地区まちづくり活動に参画するよう努めるものとする。

(まちづくり協議会の組織等)

第6条 市民等は、地区まちづくり活動を中心のかつ主体的に行うため、各地区において自主的にまちづくり協議会を組織するものとする。

2 まちづくり協議会を組織するに当たり必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 地区における相当数の市民等をもって構成されていること。
- (2) 規約を定めていること。
- (3) 規約等の変更、役員を選任その他の重要事項を民主的な手続により決定することが規約等に定められていること。
- (4) まちづくり行動計画（地区の課題解決に向けて計画的な事業運営を進めるために必要な事項を定めた計画をいう。）が策定されていること。

(まちづくり協議会の活動拠点)

第7条 まちづくり協議会の活動拠点は、地区まちづくりセンターとする。

(まちづくり協議会の取組に関する基本的事項)

第8条 まちづくり協議会が地区の課題解決に向けた活動に取り組むに当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 地区の特性を生かした主体的な活動を推進すること。
- (2) 市民等が参画しやすく、透明性の高い運営を行うこと。
- (3) 次代を担う人材を育成すること。
- (4) 市民等が絆きずなを深めるための交流を促進すること。
- (5) 地区内外で活動する団体等と相互に連携すること。

(まちづくり協議会と市の役割分担)

第9条 まちづくり協議会は、地区まちづくり活動を推進し、市は、まちづくり協議会だけでは解決が困難な課題に対する地区まちづくり活動を補完するものとする。

(市の支援)

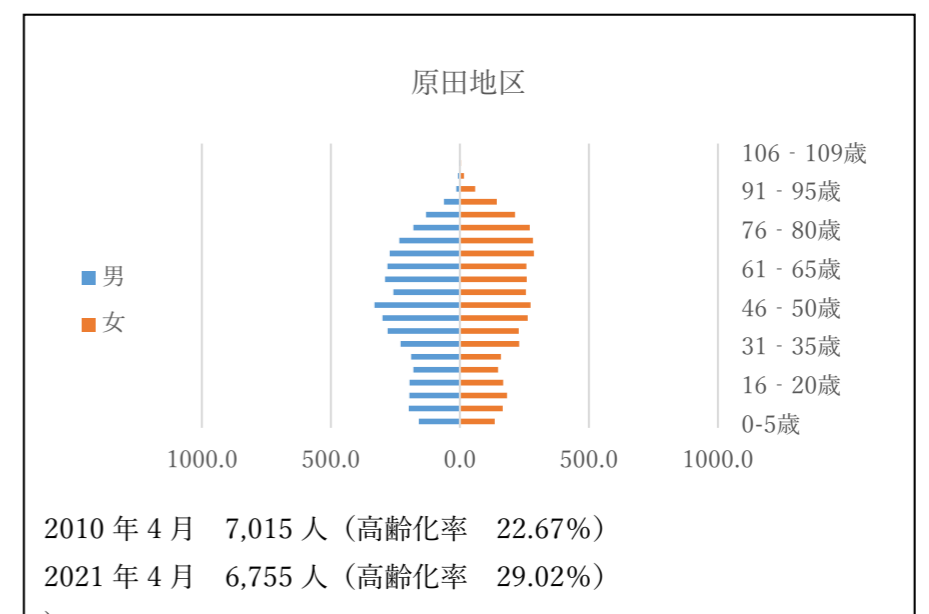
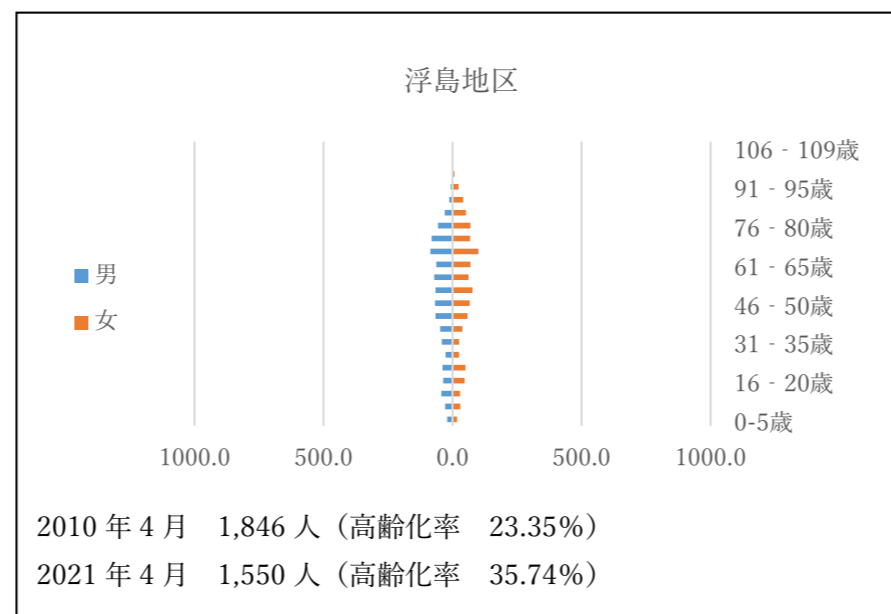
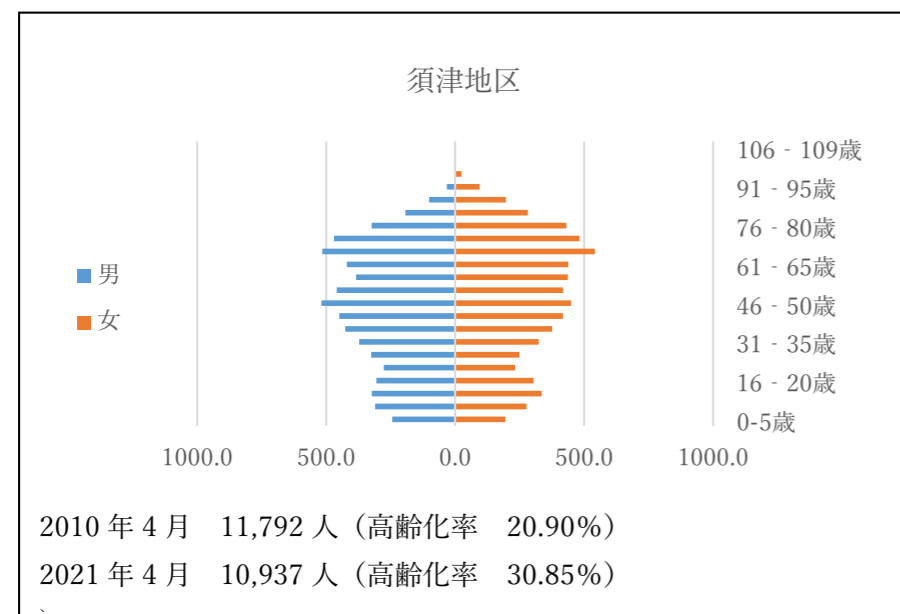
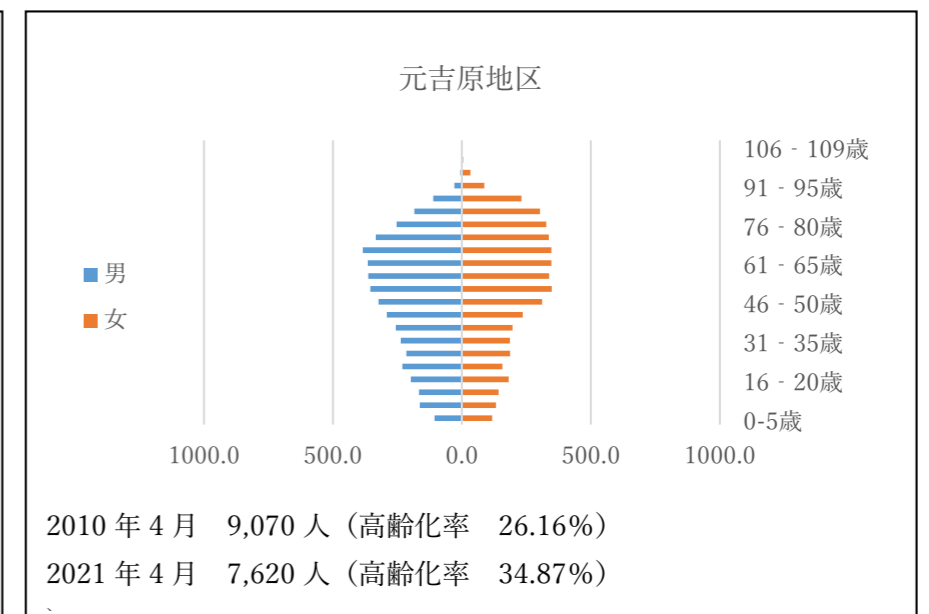
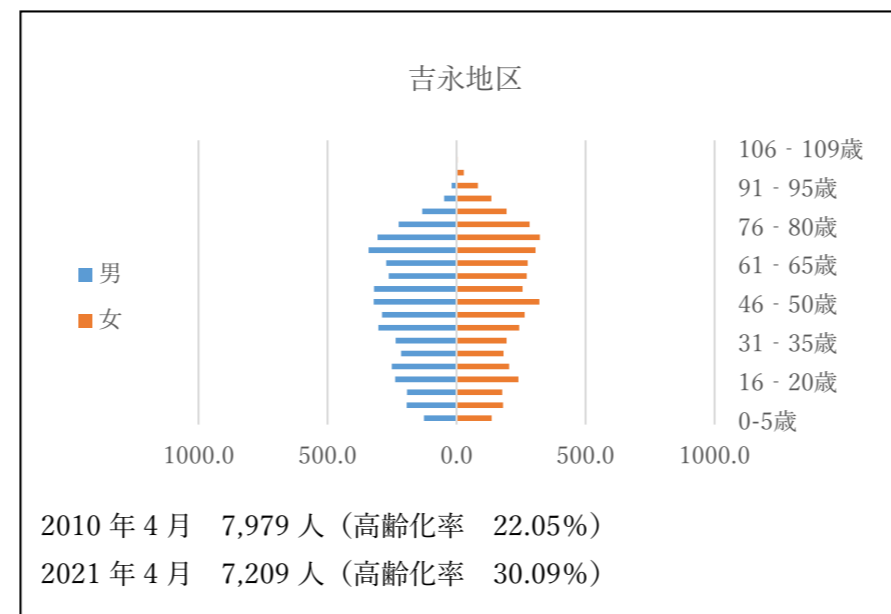
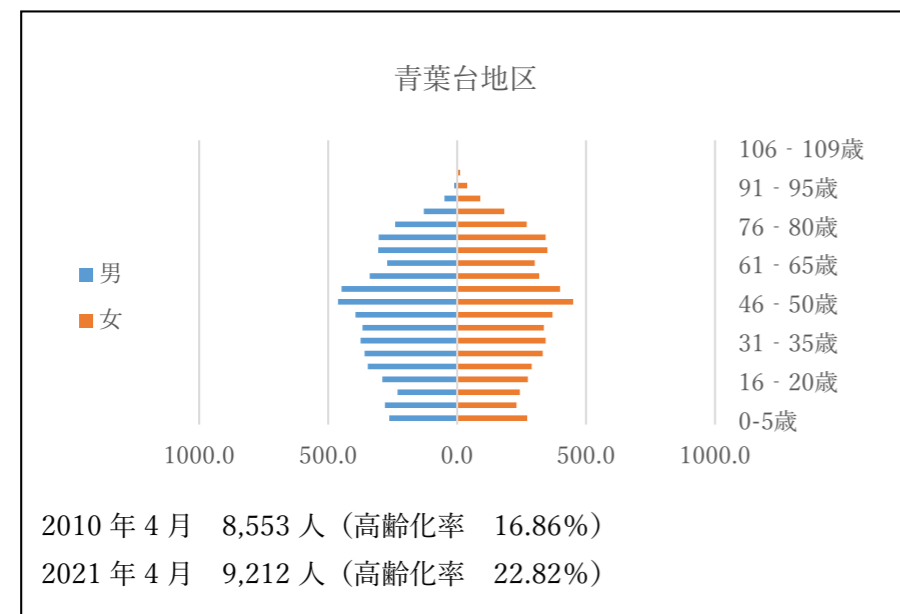
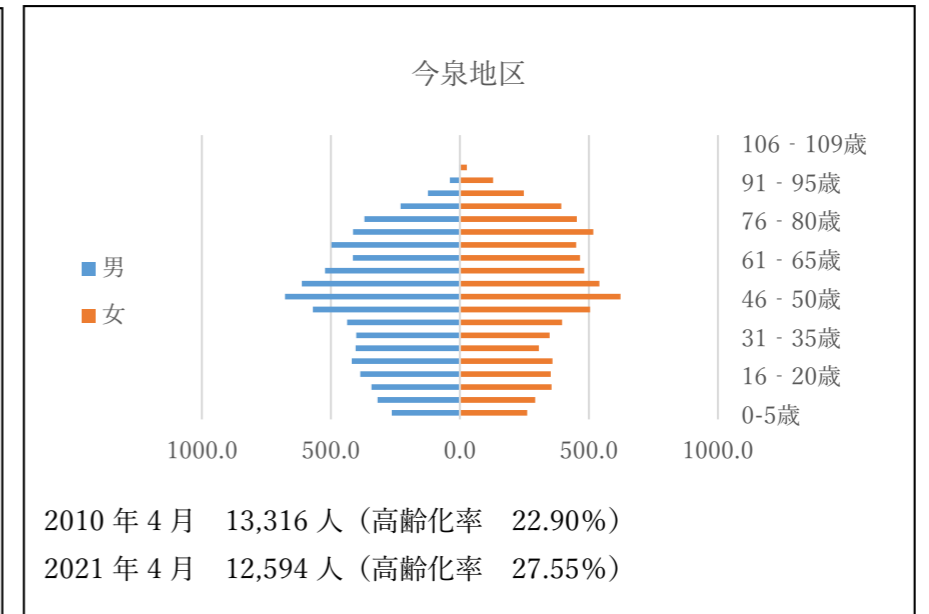
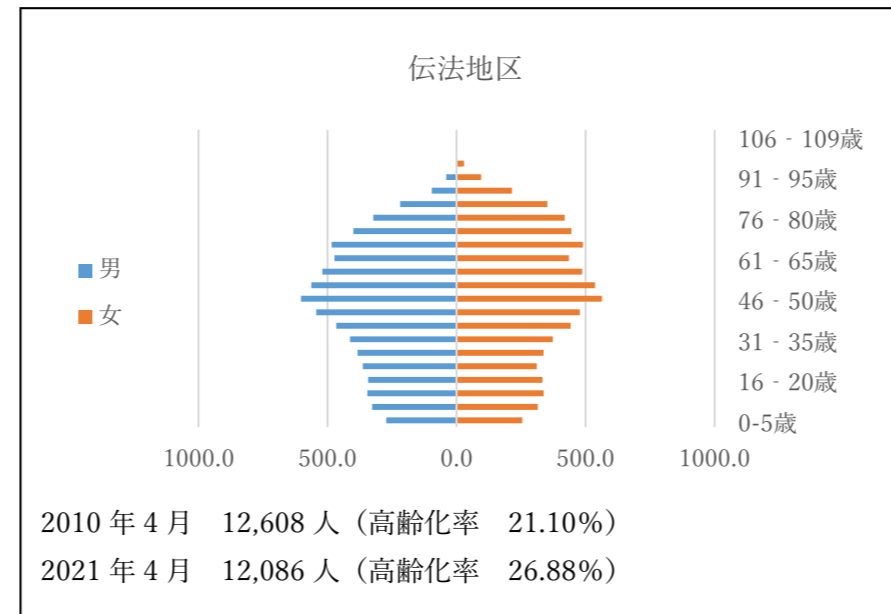
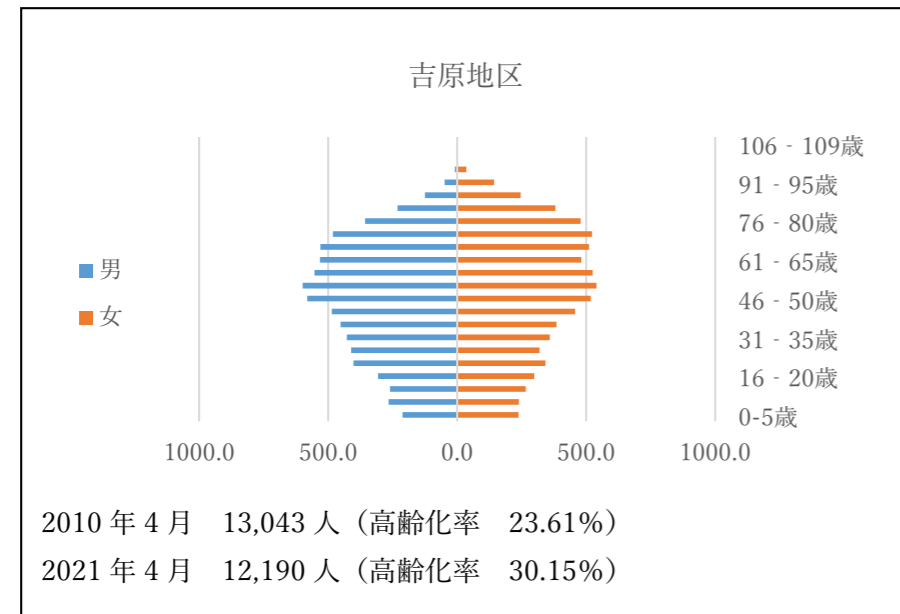
第10条 市は、まちづくり協議会に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

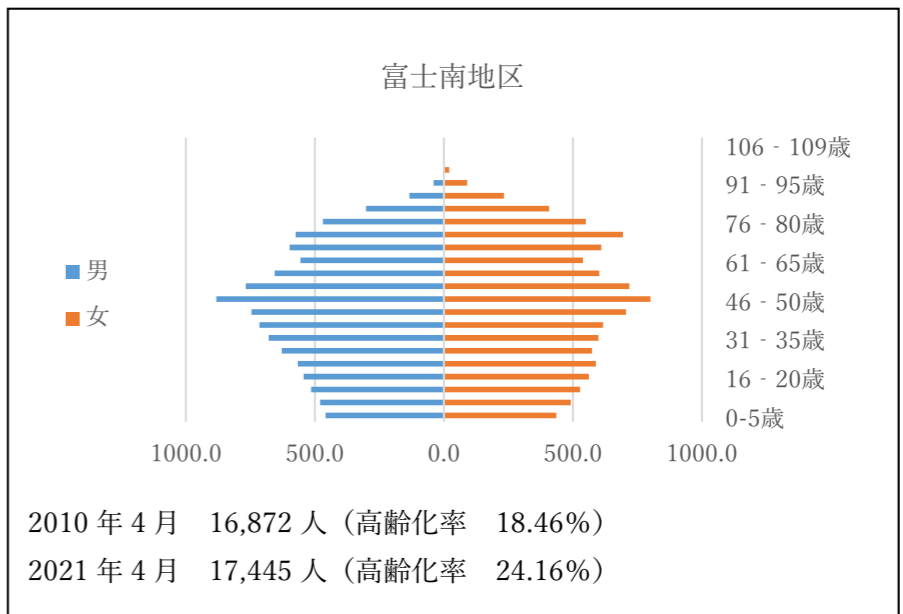
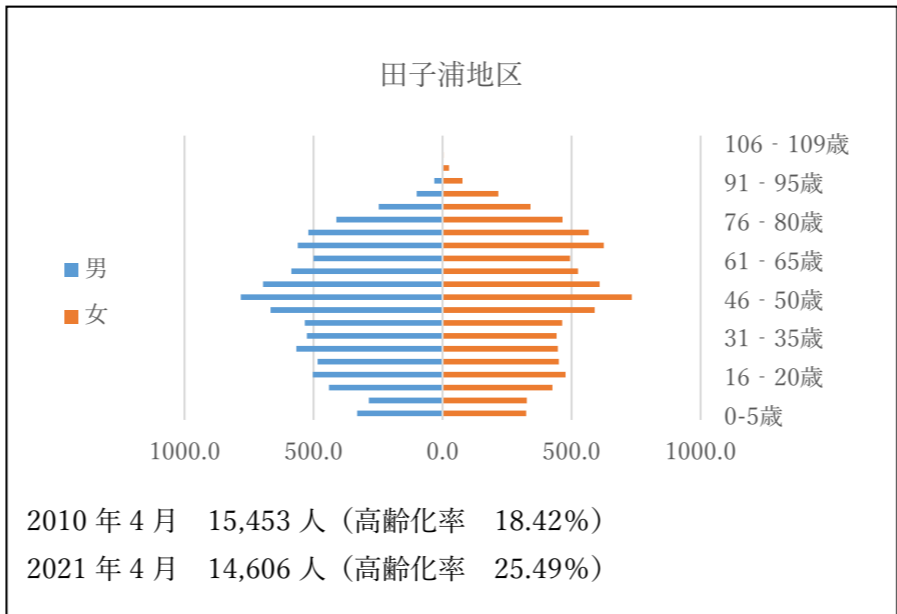
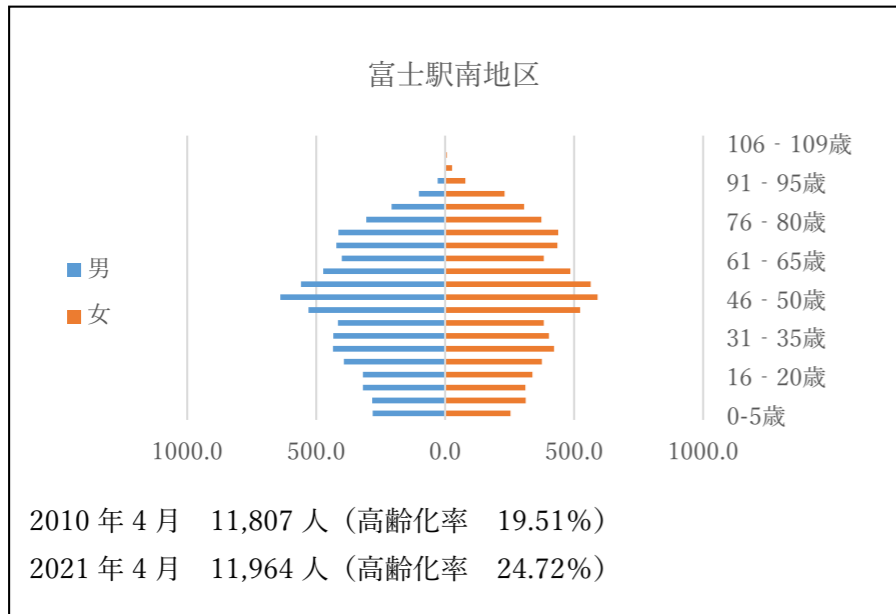
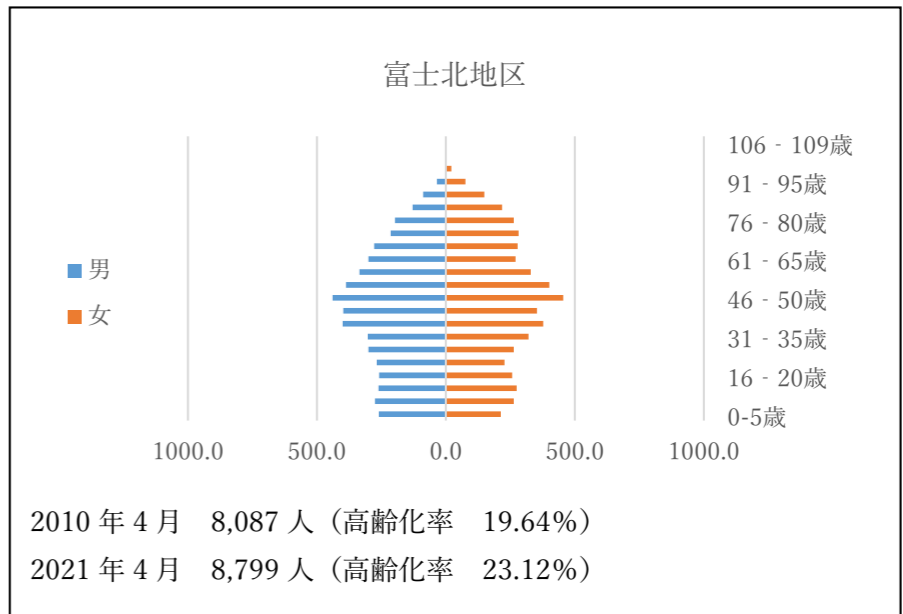
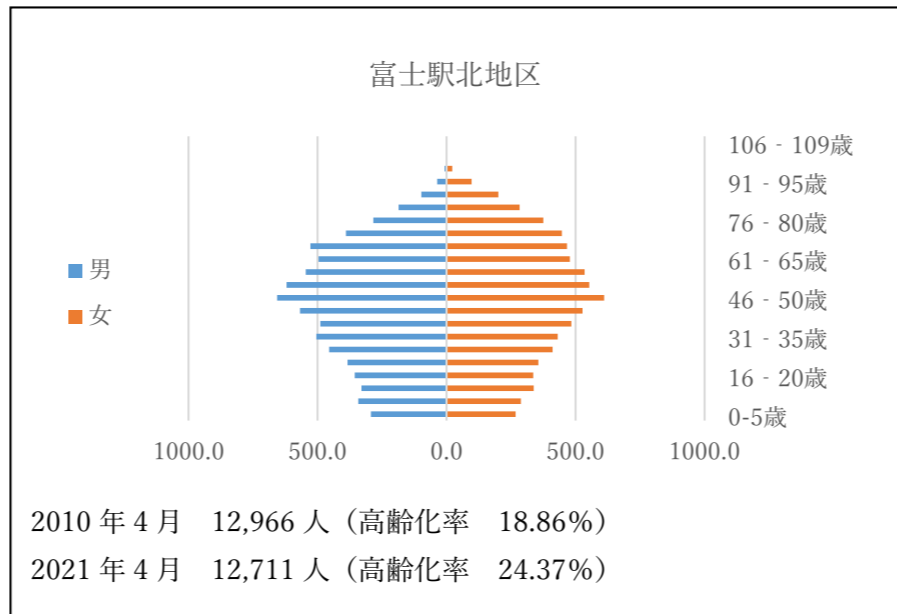
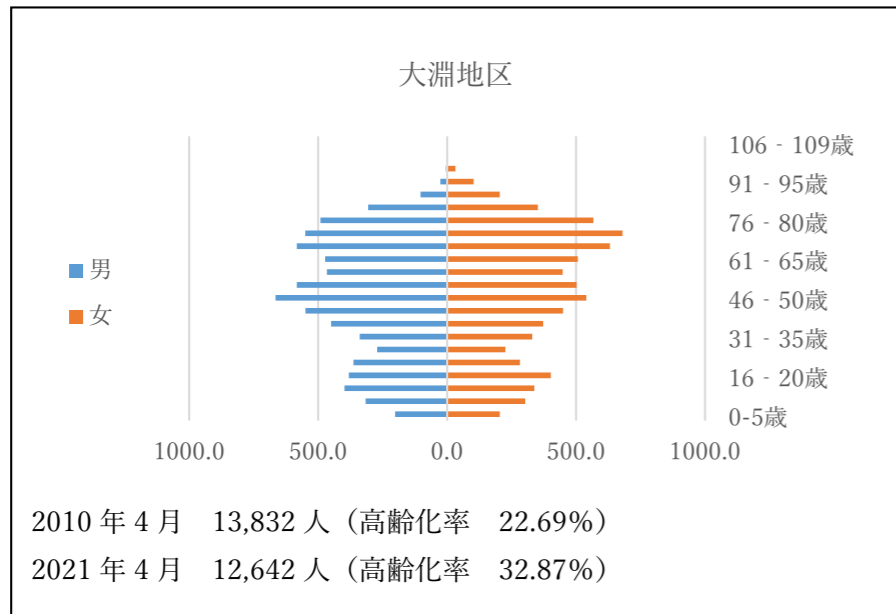
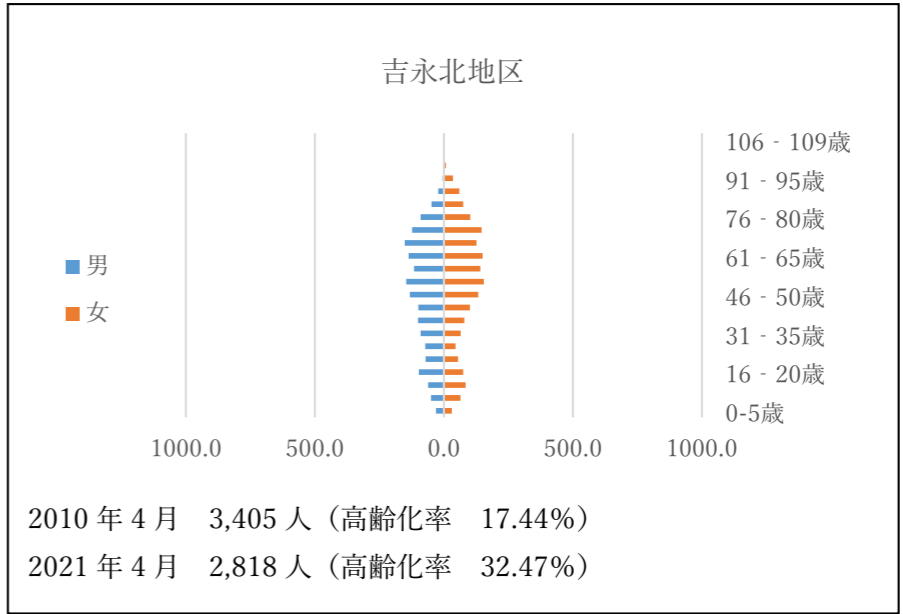
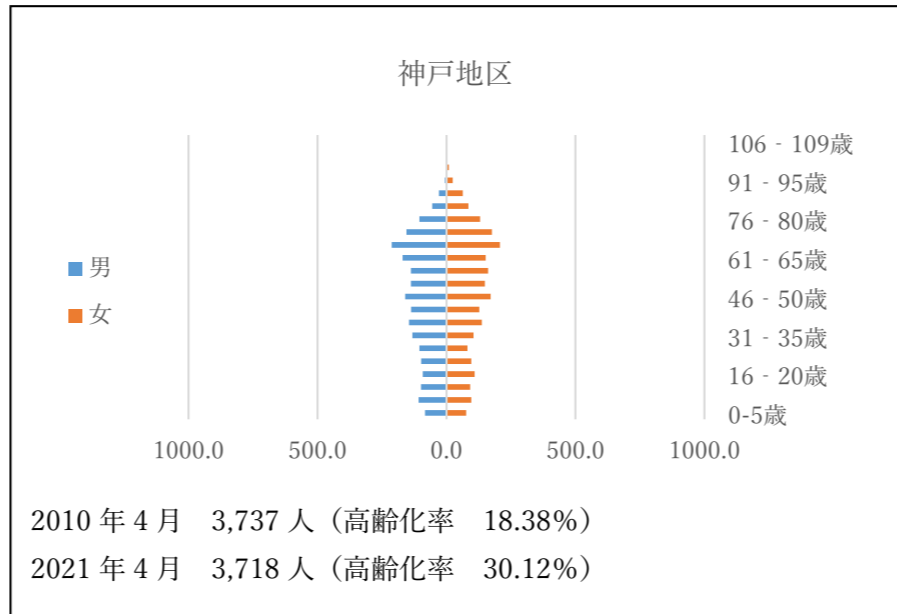
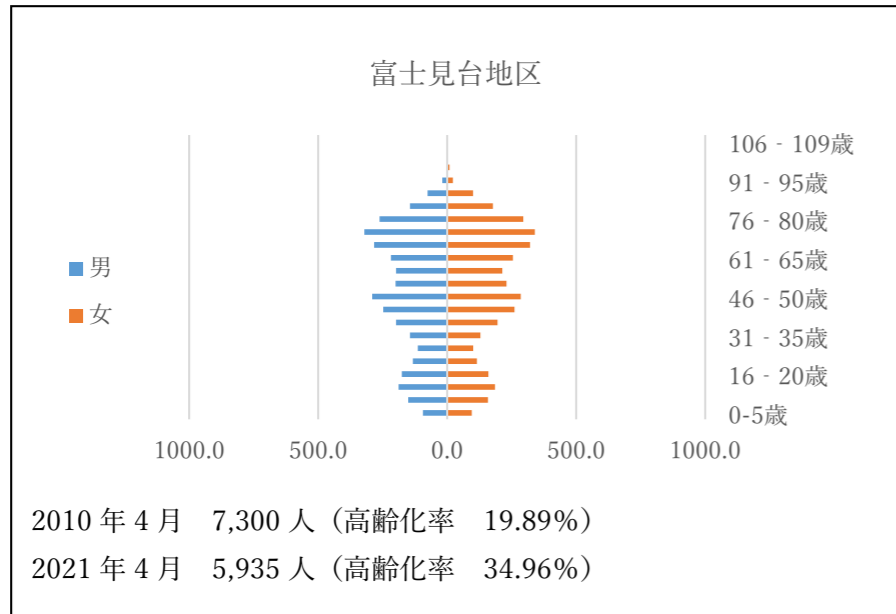
- (1) 地区まちづくり活動に関する財政的支援
- (2) 次代を担う人材の育成に関する支援
- (3) 地区まちづくり活動を推進するために必要な情報の提供
- (4) 事務局機能の充実にに関する支援

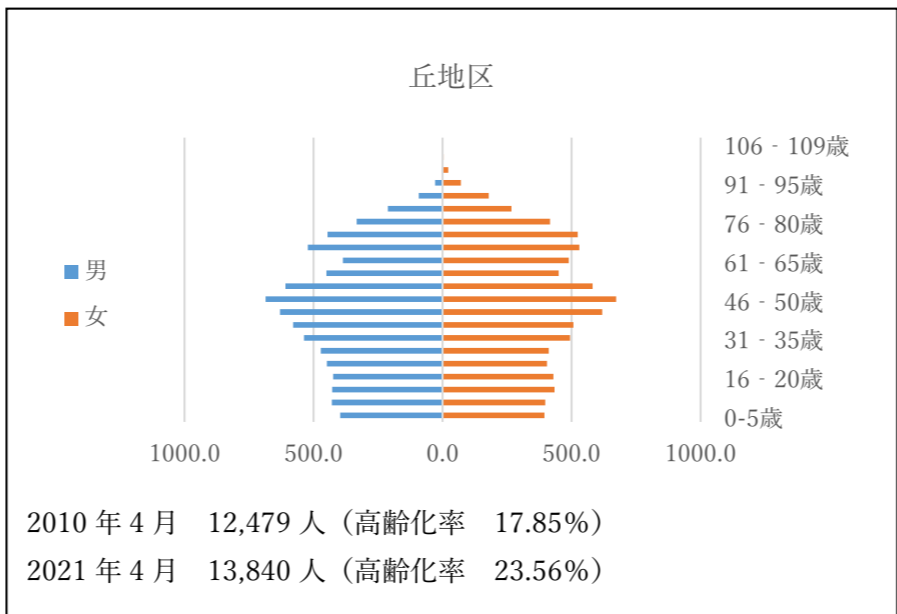
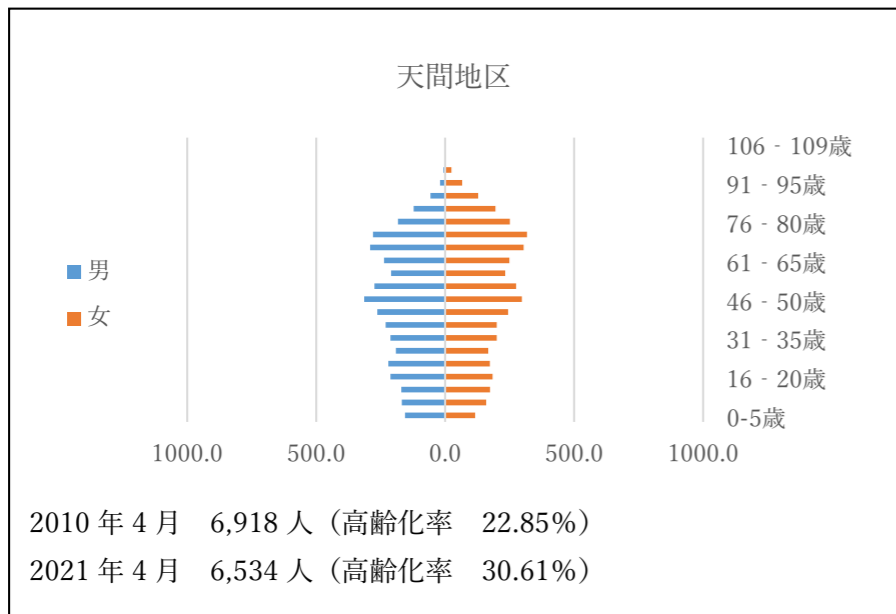
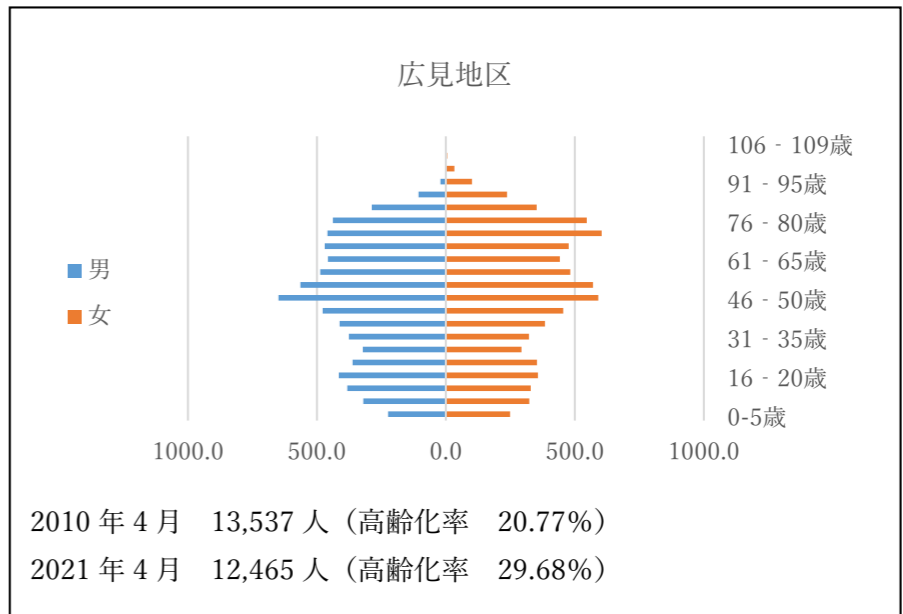
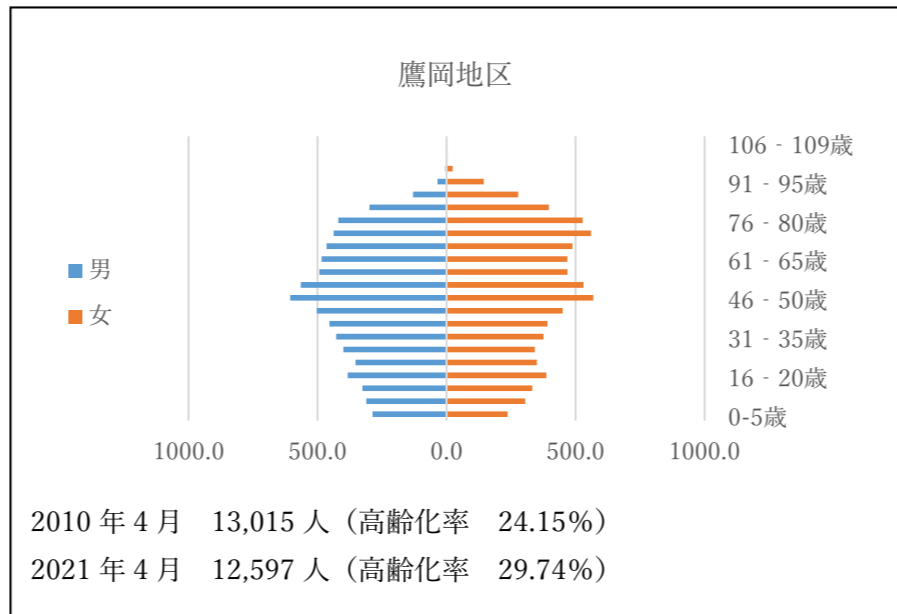
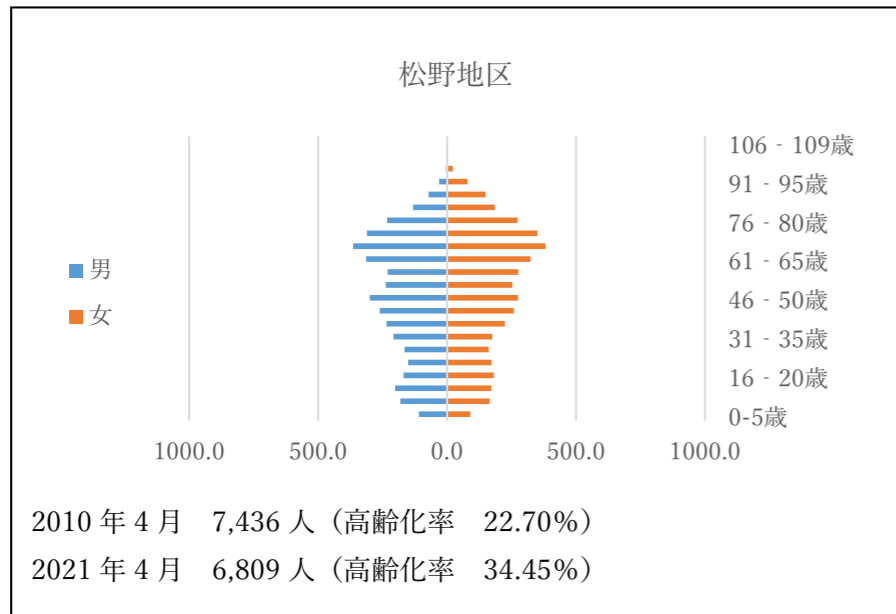
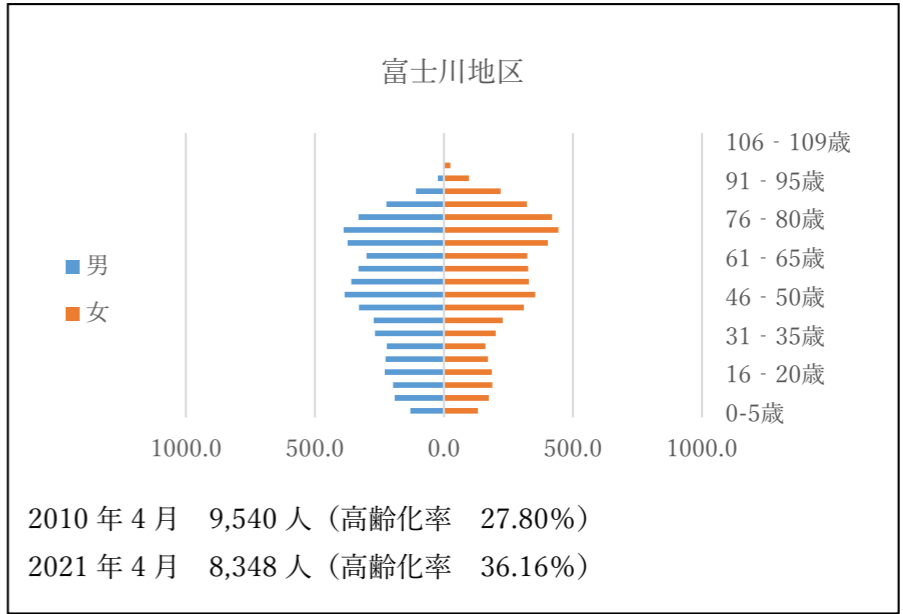
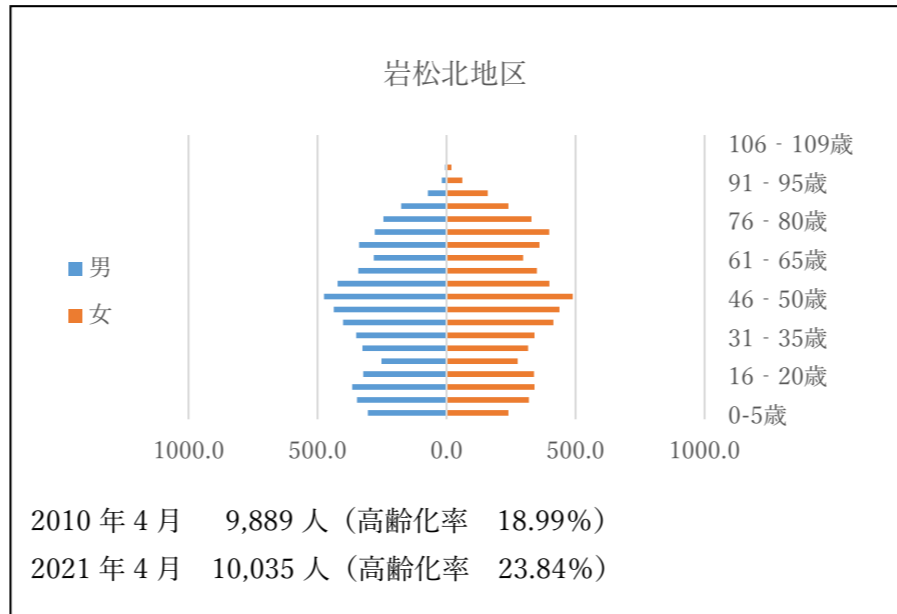
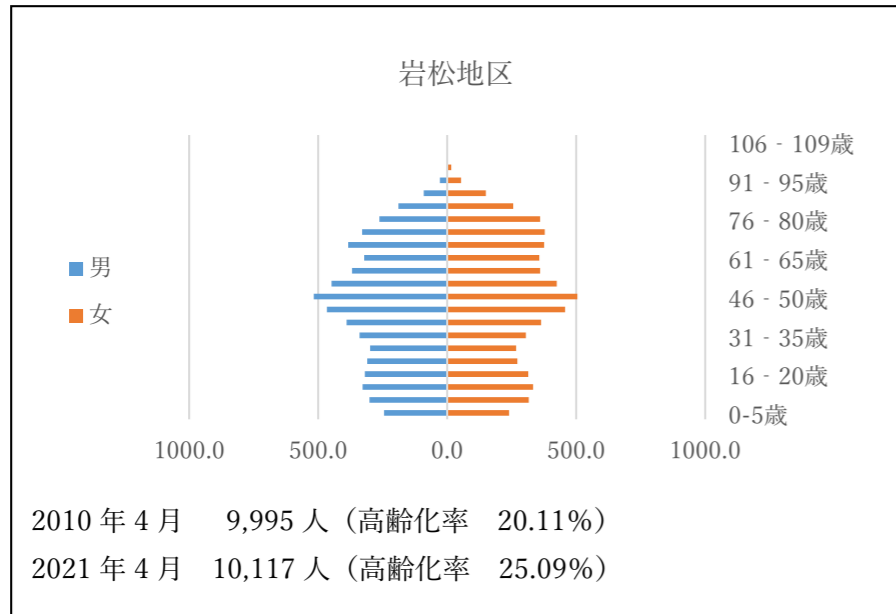
附 則

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

## ②各地区の人口分布







### ③地区特性の類型

#### 1 目的

- (1) 人口・世帯を基礎に現況と将来予測をもとに、地区活動の推進力となる人に視点をあてた基礎資料（令和2年、将来予測（令和14年））
- (2) 26地区の特性把握と分類による、多様な施策に向けた基礎資料  
（一くくりにできない施策、事業の根拠のために、今後の地区別話し合いの材料に）

#### 2 地区特性把握の分類

- (1) 人口特性
  - 1) 令和14年（予測値）における地区人口増減率
  - 2) 令和14年（予測値）における14歳以下・65歳以上の割合
    - ①分布図
    - ②分散図
  - 3) 人口指標による地区特性
- (2) 国勢調査の産業別就業者割合の分類
- (3) 地区別持ち家率
- (4) 住民意向による地区特性（地域福祉アンケート調査）
- (5) 総合的な地区特性の分類

#### 資料

- (1) 人口、世帯は市統計資料及び市提供の人口予測値
- (2) 持ち家、産業別就業分類はH27年国勢調査
- (3) 地元愛、定住、活動参加は市地域福祉アンケート（R1年10月）
  - 地元愛 問2 居住地が好きか「好き」「どちらかといえば好き」無回答除
  - 定住性 問11 住み続けたいか「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」無回答除
  - 参加性 問4 参加・協力「よくしている」「ある程度している」無回答除

## ■ 地区特性

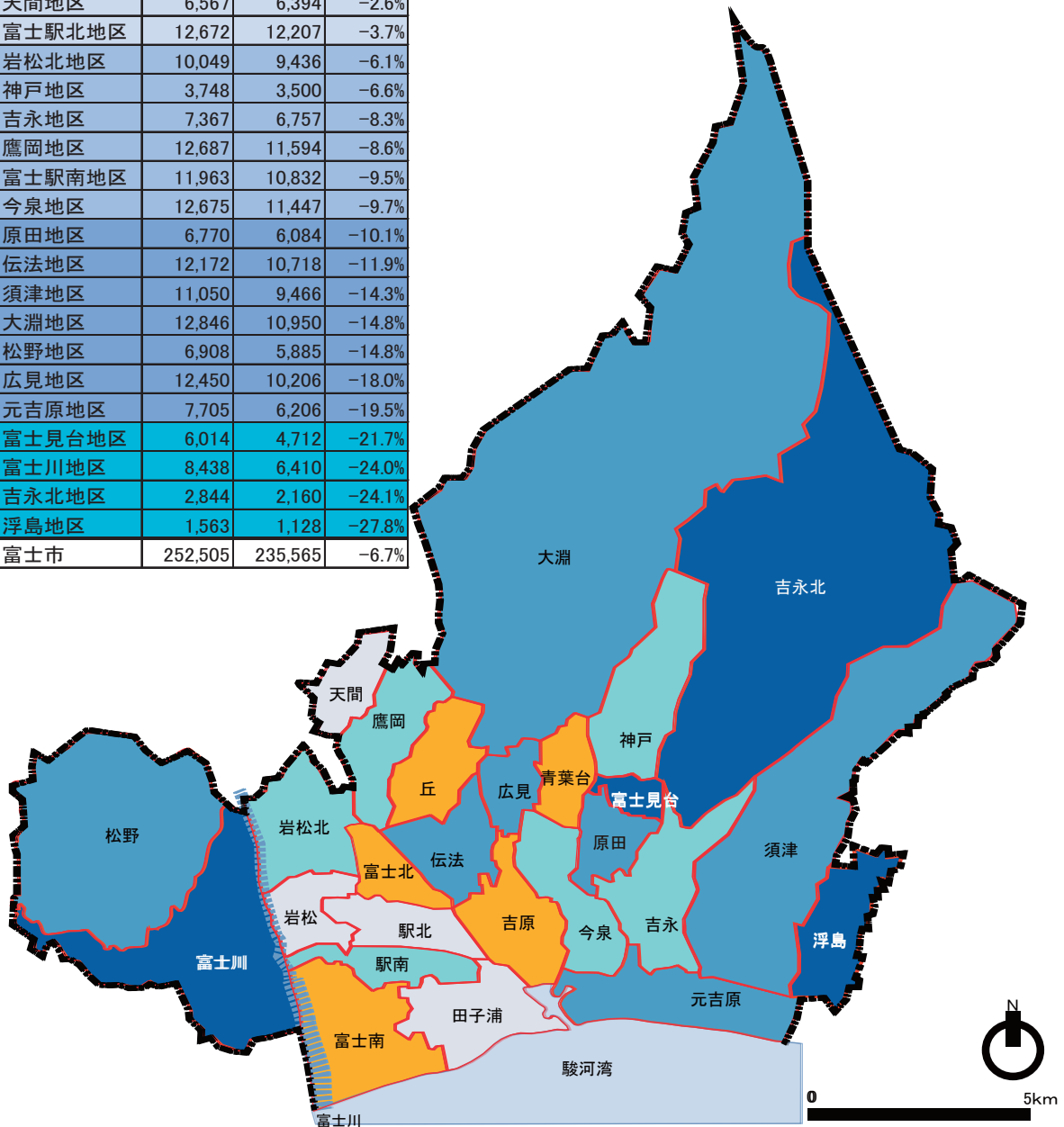
### (1) 人口特性

#### 1) 令和14年(予測値)における地区人口増減率

令和2年と令和14年(予測)の増減分布

#### 人口増減率

地区	R2 2020	R14 2032	増減率
青葉台地区	9,067	10,621	17.1%
富士北地区	8,784	9,362	6.6%
丘地区	13,702	14,485	5.7%
富士南地区	17,406	18,267	4.9%
吉原地区	12,312	12,462	1.2%
岩松地区	10,134	9,953	-1.8%
田子浦地区	14,612	14,324	-2.0%
天間地区	6,567	6,394	-2.6%
富士駅北地区	12,672	12,207	-3.7%
岩松北地区	10,049	9,436	-6.1%
神戸地区	3,748	3,500	-6.6%
吉永地区	7,367	6,757	-8.3%
鷹岡地区	12,687	11,594	-8.6%
富士駅南地区	11,963	10,832	-9.5%
今泉地区	12,675	11,447	-9.7%
原田地区	6,770	6,084	-10.1%
伝法地区	12,172	10,718	-11.9%
須津地区	11,050	9,466	-14.3%
大淵地区	12,846	10,950	-14.8%
松野地区	6,908	5,885	-14.8%
広見地区	12,450	10,206	-18.0%
元吉原地区	7,705	6,206	-19.5%
富士見台地区	6,014	4,712	-21.7%
富士川地区	8,438	6,410	-24.0%
吉永北地区	2,844	2,160	-24.1%
浮島地区	1,563	1,128	-27.8%
富士市	252,505	235,565	-6.7%





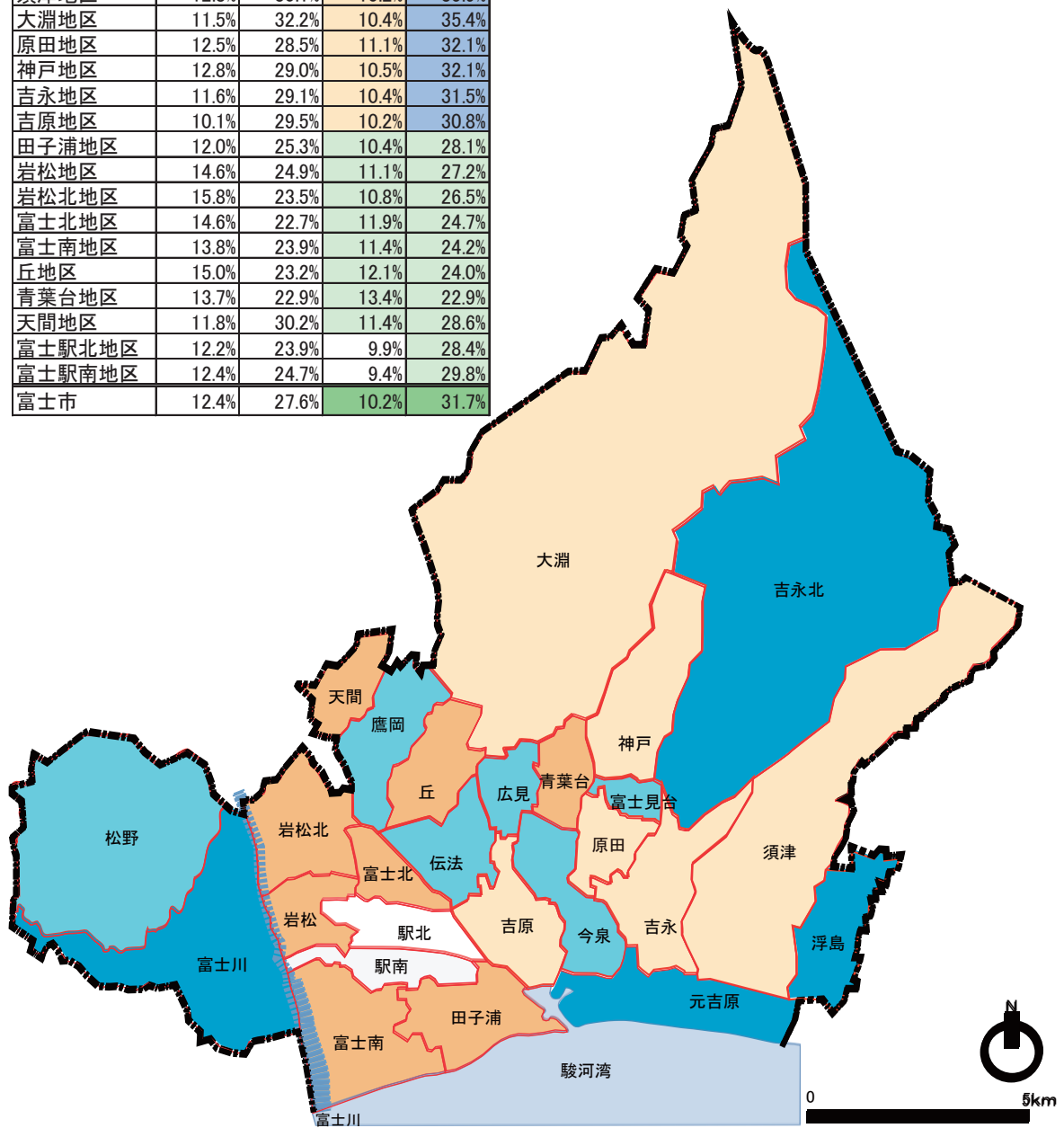
## 2) 令和14年(予測値)における14歳以下・65歳以上の割合

### ①分布図

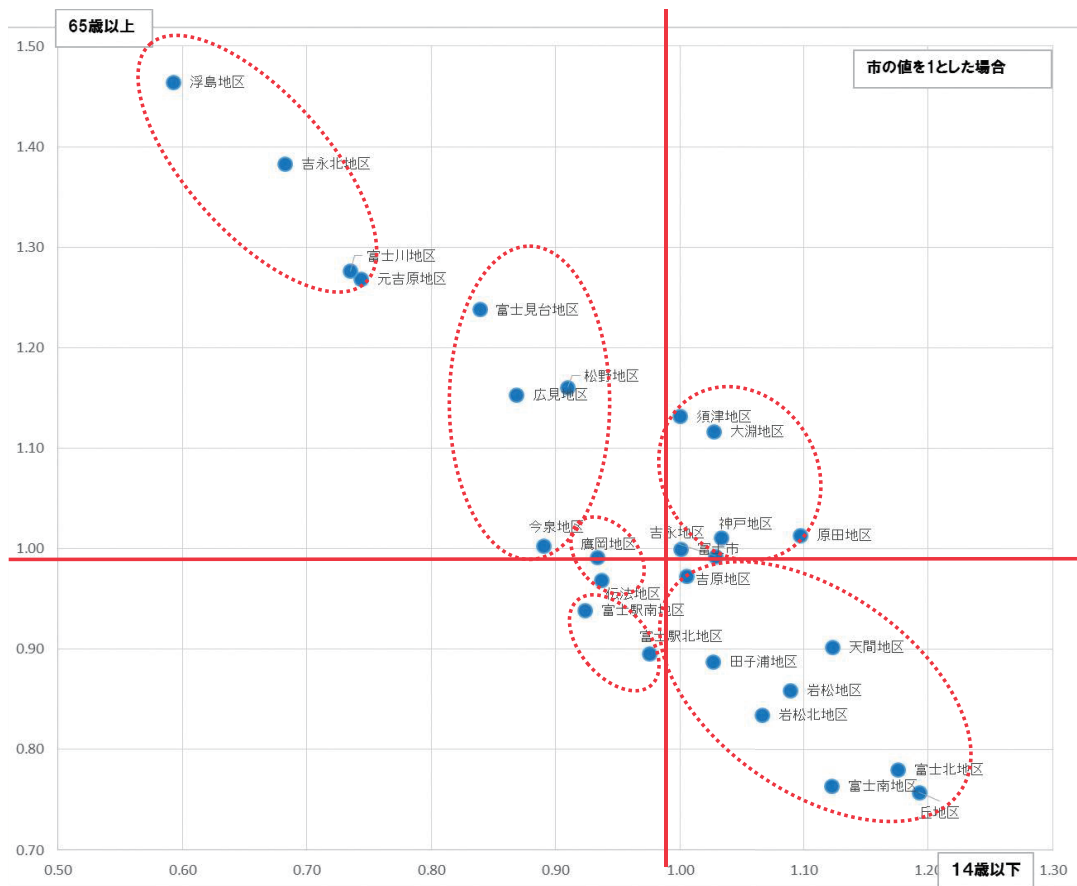
少子高齢化地区予測

地区	R2		R14	
	14歳以下	65歳以上	14歳以下	65歳以上
浮島地区	9.0%	35.4%	6.0%	46.4%
吉永北地区	9.1%	31.0%	6.9%	43.8%
富士川地区	9.9%	35.7%	7.5%	40.5%
元吉原地区	8.7%	34.4%	7.5%	40.2%
富士見台地区	11.6%	34.0%	8.5%	39.2%
松野地区	11.1%	33.5%	9.2%	36.8%
広見地区	11.9%	29.2%	8.8%	36.6%
今泉地区	12.0%	27.1%	9.0%	31.8%
鷹岡地区	11.5%	29.4%	9.5%	31.4%
伝法地区	12.8%	26.4%	9.5%	30.7%
須津地区	12.8%	30.1%	10.2%	35.9%
大淵地区	11.5%	32.2%	10.4%	35.4%
原田地区	12.5%	28.5%	11.1%	32.1%
神戸地区	12.8%	29.0%	10.5%	32.1%
吉永地区	11.6%	29.1%	10.4%	31.5%
吉原地区	10.1%	29.5%	10.2%	30.8%
田子浦地区	12.0%	25.3%	10.4%	28.1%
岩松地区	14.6%	24.9%	11.1%	27.2%
岩松北地区	15.8%	23.5%	10.8%	26.5%
富士北地区	14.6%	22.7%	11.9%	24.7%
富士南地区	13.8%	23.9%	11.4%	24.2%
丘地区	15.0%	23.2%	12.1%	24.0%
青葉台地区	13.7%	22.9%	13.4%	22.9%
天間地区	11.8%	30.2%	11.4%	28.6%
富士駅北地区	12.2%	23.9%	9.9%	28.4%
富士駅南地区	12.4%	24.7%	9.4%	29.8%
富士市	12.4%	27.6%	10.2%	31.7%

- 14歳以下10%以下かつ65歳以上40%台
- 14歳以下10%以下かつ65歳以上30%台
- 14歳以下10%以上かつ65歳以上30%台
- 14歳以下10%以上かつ65歳以上20%台
- 14歳以下10%以下かつ65歳以上20%台



② 分散図



■市の値を1とした場合の各地区の位置

1. 65歳割合が1.25以上、14歳以下割合が0.75以下  
浮島地区、吉永北地区、富士川地区  
元吉原地区
2. 65歳割合が1.15以上、14歳以下割合が1以下  
富士見台地区、松野地区、広見地区
3. 65歳割合が1.0以上、14歳以下が1以上  
須津地区、大淵地区、原田地区、神戸地区
4. 65歳割合が1以上、14歳以下割合が1以下  
今泉地区
5. 65歳割合が1未満、14歳以下割合が1以上  
吉原地区、吉永地区、田子浦地区、岩松地区  
岩松北地区、富士北地区、富士南地区  
丘地区、青葉台地区、天間地区
6. 65歳割合が1未満、14歳以下割合が1以下  
富士駅南地区、富士駅北地区、鷹岡地区、伝法地区

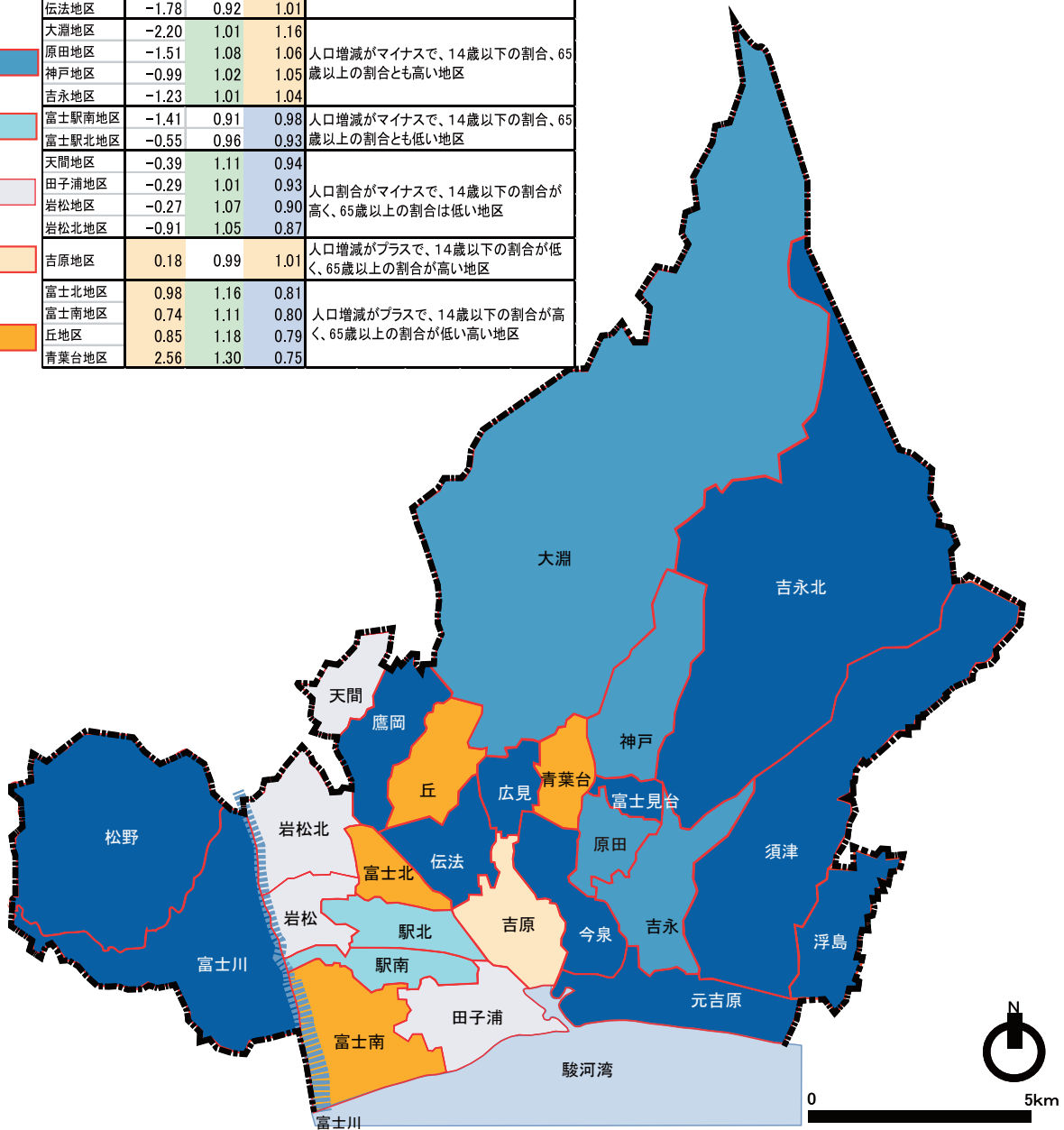
地区名	R2		R14		R14指標	
	14歳以下	65歳以上	14歳以下	65歳以上	14歳以下	65歳以上
浮島地区	9.0%	35.4%	6.0%	46.4%	0.59	1.46
吉永北地区	9.1%	31.0%	6.9%	43.8%	0.68	1.38
富士川地区	9.9%	35.7%	7.5%	40.5%	0.73	1.28
元吉原地区	8.7%	34.4%	7.5%	40.2%	0.74	1.27
富士見台地区	11.6%	34.0%	8.5%	39.2%	0.84	1.24
松野地区	11.1%	33.5%	9.2%	36.8%	0.91	1.16
広見地区	11.9%	29.2%	8.8%	36.6%	0.87	1.15
今泉地区	12.0%	27.1%	9.0%	31.8%	0.89	1.00
鷹岡地区	11.5%	29.4%	9.5%	31.4%	0.93	0.99
伝法地区	12.8%	26.4%	9.5%	30.7%	0.94	0.97
須津地区	12.8%	30.1%	10.2%	35.9%	1.00	1.13
大淵地区	11.5%	32.2%	10.4%	35.4%	1.03	1.12
原田地区	12.5%	28.5%	11.1%	32.1%	1.10	1.01
神戸地区	12.8%	29.0%	10.5%	32.1%	1.03	1.01
吉永地区	11.6%	29.1%	10.4%	31.5%	1.03	0.99
吉原地区	10.1%	29.5%	10.2%	30.8%	1.00	0.97
田子浦地区	12.0%	25.3%	10.4%	28.1%	1.03	0.89
岩松地区	14.6%	24.9%	11.1%	27.2%	1.09	0.86
岩松北地区	15.8%	23.5%	10.8%	26.5%	1.07	0.84
富士北地区	14.6%	22.7%	11.9%	24.7%	1.18	0.78
富士南地区	13.8%	23.9%	11.4%	24.2%	1.12	0.76
丘地区	15.0%	23.2%	12.1%	24.0%	1.19	0.76
青葉台地区	13.7%	22.9%	13.4%	22.9%	1.32	0.72
天間地区	11.8%	30.2%	11.4%	28.6%	1.12	0.90
富士駅北地区	12.2%	23.9%	9.9%	28.4%	0.98	0.90
富士駅南地区	12.4%	24.7%	9.4%	29.8%	0.92	0.94

### 3) 人口指標による地区特性

・市の値を1とした場合の各地区の人口増減 R14 / R2年、R14年予測値（14歳以下、65歳以上）

人口3要素分類図

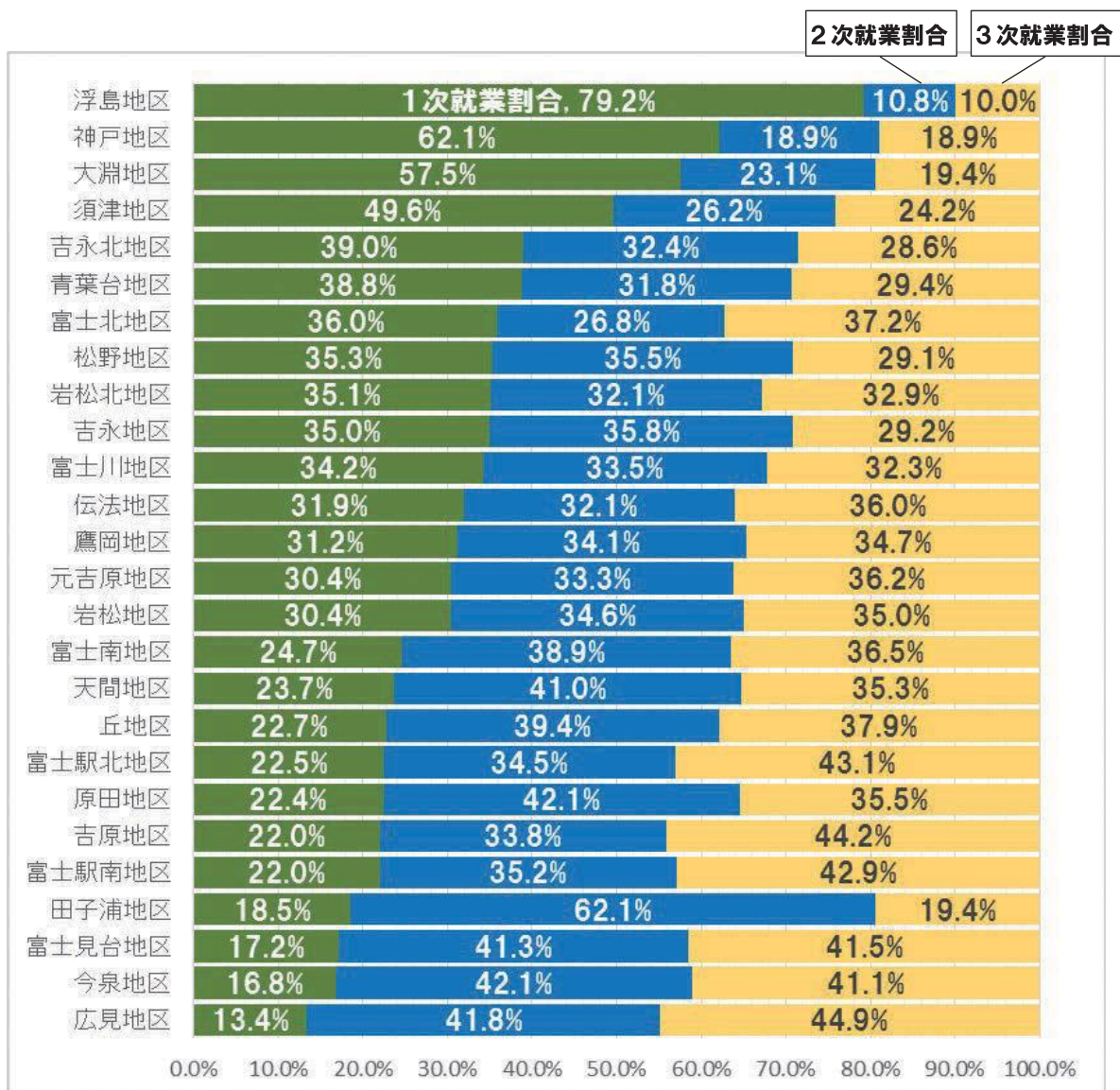
地区名	人口増減	14歳以下	65歳以上	
浮島地区	-4.15	0.58	1.53	人口増減がマイナスで、14歳以下の割合が低く、65歳以上の割合が高い少子高齢化地区
吉永北地区	-3.59	0.67	1.44	
富士川地区	-3.58	0.72	1.33	
元吉原地区	-2.90	0.73	1.32	
富士見台地区	-3.23	0.83	1.29	
松野地区	-2.21	0.90	1.21	
広見地区	-2.69	0.86	1.20	
須津地区	-2.14	0.99	1.18	
今泉地区	-1.44	0.88	1.05	
鷹岡地区	-1.28	0.92	1.03	
伝法地区	-1.78	0.92	1.01	人口増減がマイナスで、14歳以下の割合、65歳以上の割合とも高い地区
大淵地区	-2.20	1.01	1.16	
原田地区	-1.51	1.08	1.06	
神戸地区	-0.99	1.02	1.05	
吉永地区	-1.23	1.01	1.04	人口増減がマイナスで、14歳以下の割合、65歳以上の割合とも低い地区
富士駅南地区	-1.41	0.91	0.98	
富士駅北地区	-0.55	0.96	0.93	
天間地区	-0.39	1.11	0.94	
田子浦地区	-0.29	1.01	0.93	人口割合がマイナスで、14歳以下の割合が高く、65歳以上の割合は低い地区
岩松地区	-0.27	1.07	0.90	
岩松北地区	-0.91	1.05	0.87	人口増減がプラスで、14歳以下の割合が低く、65歳以上の割合が高い地区
吉原地区	0.18	0.99	1.01	
富士北地区	0.98	1.16	0.81	
富士南地区	0.74	1.11	0.80	
丘地区	0.85	1.18	0.79	
青葉台地区	2.56	1.30	0.75	人口増減がプラスで、14歳以下の割合が高く、65歳以上の割合が低い高い地区



## (2) 国勢調査の産業別就業者割合の分類

産業別就業者割合から地区類型を行う。

類型	地区名
3次就業系が強い	吉原 富士駅北 富士駅南
2次就業系が強い	原田 天間 (特に) 田子浦
就業別割合が均等	伝法 元吉原 岩松 鷹岡 岩松北 富士川 吉永 吉永北 青葉台 松野 富士北
混在2次・3次系強	(特に) 今泉 広見 富士見台、(やや) 丘 富士南
1次就業系が強い	浮島 須津 大淵 神戸



資料：平成27年国勢調査 15歳以上就業人口をもとに  
各産業別就業割合を市の割合基準で

### (3) 地区別持ち家率

- 1 90%以上の地区  
浮島地区、吉永北地区
- 2 80%以上の地区  
元吉原地区、須津地区、大淵地区  
神戸地区、松野地区
- 3 70%の地区  
富士川地区、原田地区、鷹岡地区  
天間地区、吉永地区、今泉地区
- 4 60%の地区  
丘地区、吉原地区、青葉台地区  
富士南地区、広見地区、岩松地区  
伝法地区、岩松北地区、田子浦地区  
富士北地区
- 5 50%台の地区  
富士駅北地区、富士駅南地区  
富士見台地区

地区名	世帯数	持ち家世帯	持ち家率	指標
浮島地区	489	475	97.1%	1.408
吉永北地区	793	744	93.8%	1.360
松野地区	2,424	2,059	84.9%	1.231
大淵地区	5,208	4,341	83.4%	1.208
須津地区	3,608	2,968	82.3%	1.192
神戸地区	1,346	1,096	81.4%	1.180
元吉原地区	2,939	2,365	80.5%	1.166
富士川地区	3,199	2,557	79.9%	1.159
原田地区	2,364	1,849	78.2%	1.134
鷹岡地区	4,361	3,243	74.4%	1.078
天間地区	2,596	1,898	73.1%	1.060
吉永地区	2,757	2,001	72.6%	1.052
今泉地区	4,705	3,332	70.8%	1.026
丘地区	3,855	2,612	67.8%	0.982
吉原地区	5,155	3,426	66.5%	0.963
青葉台地区	3,205	2,119	66.1%	0.958
富士南地区	6,724	4,394	65.3%	0.947
広見地区	4,731	3,080	65.1%	0.944
岩松地区	3,495	2,236	64.0%	0.927
伝法地区	4,722	3,014	63.8%	0.925
岩松北地区	3,366	2,105	62.5%	0.906
田子浦地区	5,409	3,366	62.2%	0.902
富士北地区	2,966	1,826	61.6%	0.892
富士見台地区	2,576	1,536	59.6%	0.864
富士駅南地区	4,210	2,347	55.7%	0.808
富士駅北地区	5,235	2,789	53.3%	0.772

資料 H 27 年国勢調査加工

## (4) 住民意向による地区特性（地域福祉アンケート調査）

※無回答を除く

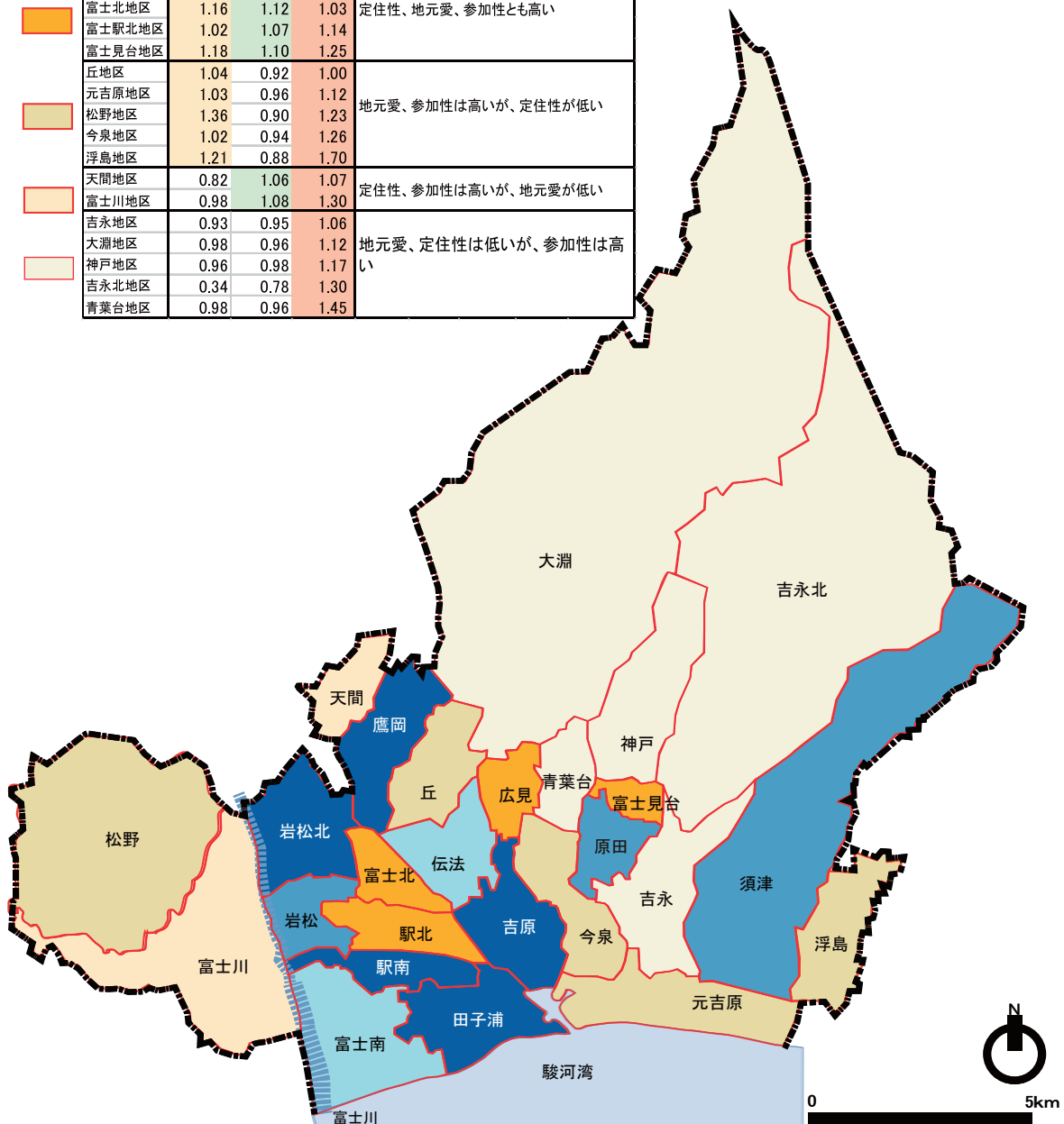
地元愛 問2 居住地が好きか 「好き」「どちらかといえば好き」

定住性 問11 住み続けたいか 「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」

参加性 問4 参加・協力 「よくしている」「ある程度している」

アンケート3要素分類図

地区名	地元愛	定住性	参加性	
田子浦地区	1.03	1.05	0.70	地元愛、定住性は高いが参加性は低い
鷹岡地区	1.03	1.05	0.70	
富士駅南地区	1.03	1.13	0.79	
岩松北地区	1.08	1.01	0.95	
吉原地区	1.01	1.09	0.95	
原田地区	0.84	1.04	0.94	定住性は高いが、地元愛、参加性が低い
須津地区	0.98	1.04	0.99	
岩松地区	0.90	1.02	0.99	
富士南地区	0.97	0.92	0.76	定住性、地元愛、参加性とも低い
伝法地区	0.95	0.95	0.77	
広見地区	1.11	1.13	1.01	定住性、地元愛、参加性とも高い
富士北地区	1.16	1.12	1.03	
富士駅北地区	1.02	1.07	1.14	
富士見台地区	1.18	1.10	1.25	
丘地区	1.04	0.92	1.00	地元愛、参加性は高いが、定住性が低い
元吉原地区	1.03	0.96	1.12	
松野地区	1.36	0.90	1.23	
今泉地区	1.02	0.94	1.26	
浮島地区	1.21	0.88	1.70	
天間地区	0.82	1.06	1.07	定住性、参加性は高いが、地元愛が低い
富士川地区	0.98	1.08	1.30	
吉永地区	0.93	0.95	1.06	地元愛、定住性は低い、参加性は高い
大淵地区	0.98	0.96	1.12	
神戸地区	0.96	0.98	1.17	
吉永北地区	0.34	0.78	1.30	
青葉台地区	0.98	0.96	1.45	





## (5) 総合的な地区特性の分類

人口指標および産業別就業状況、持ち家率、アンケートによる地域愛、定住、活動参加の意向を総合し、地区を分類する。

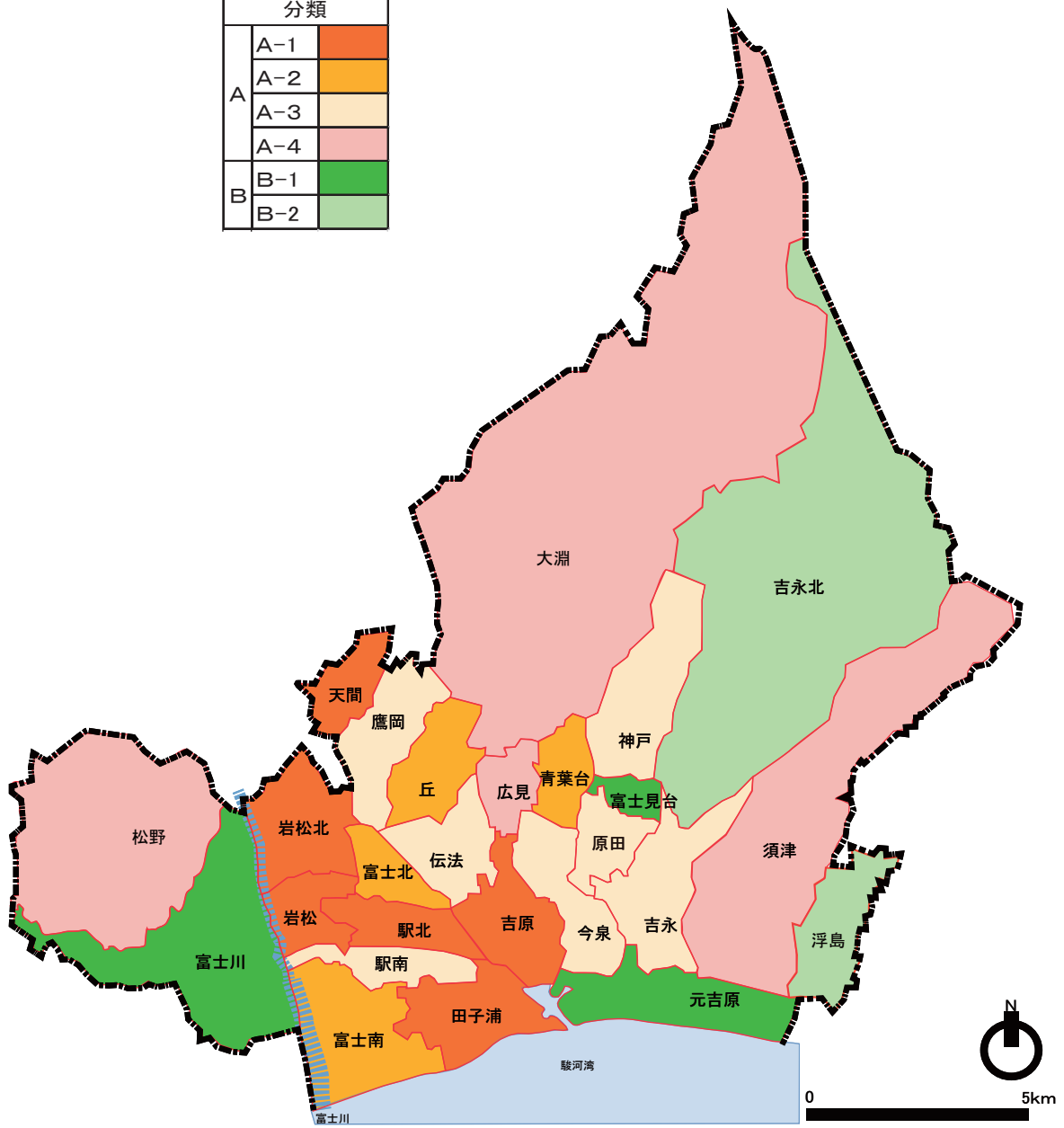
分類	地区名	将来人口増減傾向	将来少子高齢化	産業別就業状況	持ち家率	アンケートによる地域愛、定住、活動参加の意向			
A	A-1	富士駅北地区	微減傾向 (0-5%以下)	第3次産業 就業者大	50%	地域愛、定住、活動参加の意向が大きい			
		田子浦地区			60%				
		岩松地区							
		天間地区							
		岩松北地区			70%				
	A-2	吉原地区	微増傾向 (1%台)	14歳 10% 台 65歳 20% 台 吉原 30%	各産業就業者 割合ほぼ均等		60%		
		丘地区	増加傾向 (5-7%台)		第3次産業就業者大				
		富士北地区			第2次・3次産業 就業者割合大				
		富士南地区			各産業就業者 割合ほぼ均等				
		青葉台地区			第2次・3次産業 就業者割合大				
	A-3	富士駅南地区	減少傾向 (5-20%)	14歳 10% 前後 65歳 30% 台	各産業就業者 割合ほぼ均等		50%	活動参加意向は大きく、地域愛と定住意向のどちらかが大きい	
		今泉地区			70%				
		鷹岡地区							
		吉永地区							
原田地区		80%							
神戸地区									
伝法地区									
A-4		広見地区			65歳 30% 台	14歳 10% 前後	各産業就業者 割合ほぼ均等	60%	活動参加意思が大きい
		松野地区					80%		
		須津地区							
		大淵地区							
B		B-1			減少 (20%以上)	14歳 10% 以下 65歳 30~40% 前後	各産業就業者 割合ほぼ均等	80%	定住意向が大きい、活動参加意向が低い
							富士川地区		
	富士見台地区		第2次・3次産業 就業者割合大						
	B-2	浮島地区	65歳 40% 台	14歳 10% 以下			第1次産業就業者 割合大	90%	地域愛、定住、活動参加とも意向が低い
		吉永北地区							



# 人口クラスター分析結果図

総合的判断による地区分類図

分類		
A	A-1	赤
	A-2	オレンジ
	A-3	淡黄
	A-4	淡赤
B	B-1	緑
	B-2	薄緑



## ④富士市まちづくり活動推進計画第2次実施計画懇話会

### 富士市まちづくり活動推進計画第2次実施計画懇話会開催要領

(趣旨)

第1条 富士市地区まちづくり活動推進条例の趣旨に鑑み、持続可能な地域コミュニティづくりの実現に向けて、富士市まちづくり活動推進計画第2次実施計画を進めるにあたり、住民主体の地区まちづくり活動のあり方や、まちづくり協議会に対する市の支援策等について幅広く意見又は助言を求めるため、富士市まちづくり活動推進計画第2次実施計画懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において、意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 富士市まちづくり活動推進計画第2次実施計画の進捗状況に関すること。
- (2) まちづくり協議会と行政の協働のあり方に関すること。
- (3) まちづくり協議会に対する市の支援策に関すること。
- (4) その他地区まちづくり活動の活性化のために必要な事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 市内に居住する者で、公募により選考された者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、互選により懇話会を進行する座長及び副座長を定めるものとする。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、懇話会の進行を代理する。

(開催期間)

第5条 懇話会の開催期間は、4年間を目途とする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市民部まちづくり課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

## 富士市まちづくり活動推進計画 第2次実施計画懇話会 審議経過

回	日 時	場 所	内 容
第1回	平成30年3月9日(金) 19:00～	富士市庁舎 8階政策会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり活動推進計画第2次実施計画懇話会開催要領について</li> <li>・座長・副座長の選任</li> <li>・まちづくり活動推進計画（第2次実施計画）について</li> </ul>
第2回	平成30年3月27日(木) 19:00～	富士市消防防災 庁舎3階作戦指 令室兼会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次実施計画（平成29年度の取組）について</li> <li>・第2次実施計画（平成30年度の取組）について 担い手育成事業、まちづくり交流会 まちづくり協議会の事務局運営、運営手法の検討</li> </ul>
第3回	平成31年2月27日(水) 19:00～	富士市庁舎 8階政策会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次実施計画（平成30年度の取組）について 担い手育成事業、まちづくり交流会 地区まちづくりセンターの運営手法の検討</li> <li>・第2次実施計画（平成31年度の取組）について まちづくり協議会認知度UPラジオ放送事業 次期まちづくり活動推進計画について</li> </ul>
第4回	令和元年9月26日(木) 19:00～	富士市庁舎 8階政策会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次実施計画（平成30年度の取組）について</li> <li>・第2次実施計画（令和元年度の取組）について 人材育成事業（会計講座） まちづくり交流会（実行委員会方式） 次期まちづくり活動推進計画・各地区次期まち づくり行動計画の策定及び地区まちづくりセン ターの指定管理者制度について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
第5回	令和2年2月18日(火) 19:00～	富士市庁舎 8階政策会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次実施計画（令和元年度の取組）について 各地区次期まちづくり行動計画検討会 次期まちづくり活動推進計画の検討 まちづくりセンター指定管理者制度導入説明会 人材育成事業（広報講座、会計講座） まちづくり交流会 まちづくり協議会認知度UPラジオ放送事業 第2次実施計画（令和2年度の取組）について</li> </ul>

第6回	令和2年9月25日(金) 19:00～	富士市庁舎 6階 第1,2会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次実施計画（令和2年度の取組）について次期まちづくり活動推進計画のスケジュール変更について</li> <li>まちづくり協議会活性化補助金の集約</li> <li>人材育成事業（広報講座、会計講座）</li> <li>まちづくり交流会（実行委員会方式）</li> </ul>
第7回	令和3年2月19日(金) 19:00～	富士市消防防災 庁舎3階研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次実施計画（令和2年度の取組）について次期まちづくり活動推進計画の検討</li> <li>各地区まちづくり行動計画の策定状況</li> <li>まちづくりセンター指定管理者導入</li> <li>まちづくり交流会（実行委員会方式）</li> <li>人材育成事業（広報講座、会計講座）</li> <li>・第2次実施計画（令和3年度の取組）について</li> <li>まちづくりセンター公共無線ネットワーク</li> <li>環境設備</li> <li>まちづくり協議会デジタル推進補助金</li> </ul>
第8回	令和3年7月19日(月) 19:00～	富士市教育 プラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次実施計画（令和3年度の取組）について次期まちづくり活動推進計画の策定について</li> <li>まちづくり協議会活性化事業</li> <li>まちづくり交流会（実行委員会方式）</li> <li>人材育成事業（広報講座、会計講座）</li> <li>・まちづくりセンターの指定管理者導入について</li> </ul>
第9回	令和3年11月12日(金) 19:00～	富士市教育 プラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次実施計画（令和3年度の取組）について</li> <li>人材育成事業（広報講座、会計講座）</li> <li>まちづくり交流会（実行委員会方式）</li> <li>新・富士市まちづくり活動推進計画（案）について</li> <li>各地区まちづくり行動計画（案）について</li> <li>・まちづくり協議会の連合会化について</li> </ul>
第10回	令和4年3月16日(水) 19:00～	富士市消防防災 庁舎3階研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次実施計画（令和3年度の取組）について</li> <li>人材育成事業（広報講座、会計講座）</li> <li>新・富士市まちづくり活動推進計画について</li> <li>各地区まちづくり行動計画について</li> <li>・まちづくり協議会の連合会化について</li> </ul>

## ⑤まちづくり活動推進計画庁内検討委員会

### まちづくり活動推進計画庁内検討委員会設置要領

(設置)

第1条 地区住民主体によるまちづくり活動の活性化を促進するために策定する、まちづくり活動推進計画（以下「推進計画」という。）の内容について検討するため、まちづくり活動推進計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査し、検討するものとする。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 地区住民と行政の協働のあり方に関すること。
- (3) 地区団体及び行政の支援策の現状及び課題の整理に関すること。
- (4) 地区まちづくりセンターの指定管理者制度の導入に関すること。
- (5) 補助金等の行政の支援策のあり方に関すること。
- (6) その他まちづくり活動の活性化のために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は市民部長、副委員長は市民部まちづくり課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営等)

第4条 委員長は、委員会を総括し、必要に応じ委員会を開催する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じ、次条のワーキンググループの構成員を委員会に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 第2条に掲げる所掌事項に関して必要な作業を行うため、委員会にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループのリーダーはまちづくり課長とし、サブリーダーはまちづくり課調整主幹をもって充てる。
- 3 ワーキンググループの構成員は、前項に掲げる者のほか、別表第2に掲げる所属の調整主幹、統括主幹又は主幹の職にある者1名をもって充てる。
- 4 ワーキンググループには、必要に応じて部会を置くことができる。
- 5 ワーキンググループのリーダーは、検討の結果を委員会に報告するものとする。
- 6 ワーキンググループのリーダーは、必要に応じ、関係する課の職員をワーキンググループに出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会及び担当者会議の庶務は、市民部まちづくり課で処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1

総務部 企画課長
総務部 行政経営課長
総務部 人事課長
総務部 シティプロモーション課長
総務部 情報政策課長
総務部 防災危機管理課長
財政部 財政課長
財政部 資産経営課長
市民部 まちづくり課長
市民部 市民協働課長
市民部 市民安全課長
市民部 市民課長
市民部 多文化・男女共同参画課長
福祉こども部 福祉総務課長
保健部 高齢者支援課長
環境部 環境総務課長
都市整備部 都市計画課長
教育委員会 教育総務課長
教育委員会 社会教育課長

別表第2

総務部 企画課
総務部 行政経営課
総務部 人事課
総務部 シティプロモーション課
総務部 情報政策課
総務部 防災危機管理課
財政部 財政課
財政部 資産経営課
市民部 まちづくり課
市民部 市民協働課
市民部 市民安全課
市民部 市民課
市民部 多文化・男女共同参画課
福祉こども部 福祉総務課
保健部 高齢者支援課
環境部 環境総務課
都市整備部 都市計画課
教育委員会 教育総務課
教育委員会 社会教育課

新・富士市まちづくり活動推進計画庁内検討委員会検討経過

検討委	WG	名称	日時	場所	内容
第1回	第1回	庁内検討委員会 ワーキング グループ 合同会議	令和元年 7月30日(火) 9:30～	富士市庁舎 10階 全員協議会室	・(仮)新・富士市まちづくり活動推進計画 について ・計画策定に係る調査票の作成について
	第2回	ワーキング 会議	令和元年 11月26日(火) 13:30～	富士市庁舎5階 第2会議室	・世論調査・富士市の福祉等に関する市民ア ンケートの結果 ・新・富士市まちづくり活動推進計画に係る 調査の結果 ・新・富士市まちづくり活動推進計画の内容 (骨子案) ・地区まちづくりセンターの指定管理者制度 導入について
		計画策定に係る 関係課への ヒアリング	令和2年 1月15日(水) 1月17日(金) 1月20日(月) 1月21日(火)	富士市庁舎7階 第1会議室	・各課が所管する地区団体、補助金に関する ヒアリング
	第3回	ワーキング 会議 (書面開催)	令和2年 4月28日(火) 9:30～	書面開催	・調査票の結果一覧表 ・各地区の課題整理(各地区まちづくり行動 計画検討会より) ・新・富士市まちづくり活動推進計画の内容 (骨子案) ・新・富士市まちづくり活動推進計画策定に 関する各課ヒアリングの結果
	第4回	ワーキング 会議	令和3年 4月30日(金) 9:30～	富士市 消防庁舎7階 大会議室	・まちづくり活動推進計画第1次計画の評価 ・新・富士市まちづくり活動推進計画施策体 系案 ・新・富士市まちづくり活動推進計画の内容 (骨子案)
	第5回	ワーキング 会議	令和3年 7月30日(木) 9:30～	富士市庁舎5階 第2会議室	・新・富士市まちづくり活動推進計画(素 案)について
	第6回	ワーキング 会議	令和3年 8月31日(火) 13:30～	富士市庁舎5階 第2会議室	・新・富士市まちづくり活動推進計画(案) について
第2回	第7回	庁内検討委員会	令和3年 9月24日(金) 9:30～	富士市庁舎10階 全員協議会室	・新・富士市まちづくり活動推進計画(案) について

※検討委：庁内検討委員会 WG：ワーキンググループ





## 新・富士市まちづくり活動推進計画

〔発行日〕 令和4年4月

〔発行〕 富士市

〔編集〕 富士市 市民部 まちづくり課

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

電話 0545-55-2887 FAX 0545-53-6663